



# は し が き

この冊子は、障がいのある方（身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害を含む）、難病患者及び障害児）の自立を援助し、その生活の安定に寄与することを目的として、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業、そのほかの社会資源や各種補助制度などを有効に利用できるよう作成しました。

障がいのある方が、社会への完全参加を実現するためには、ご本人の自立と地域住民の方々の理解と協力が求められています。

障がいのある方々はもとより、障がい者福祉に関心を持つ多くの方のお役に立ちましたなら幸いです。

表紙のキャラクターは『たるたる<sup>きさ</sup>え<sup>あい</sup>プラン』イメージキャラクター『さちこ』です。

『たるたるえ愛プラン』は、令和3年3月に策定された第1期小樽市地域福祉計画・小樽市地域福祉活動計画の愛称です。

# 目 次

1. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の手続方法	1
2. 障害者総合支援法の対象疾病一覧	2
3. 障がい別手続早見表	
(1) 肢体不自由（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）	7
(2) 視覚障がい	8
(3) 聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障がい	9
(4) 内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓障がい）	10
(5) 知的障がい	11
(6) 精神障がい	12
4. 税金の控除・減免	
(1) 所得税及び市道民税の障害者控除	13
(2) 個人事業税の減免等	13
(3) 相続税の障害者控除	13
(4) 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 ・自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免	13
5. 医療給付	
(1) 重度心身障害者医療費助成制度	15
(2) 自立支援医療（育成医療）	15
(3) 自立支援医療（更生医療）	15
(4) 自立支援医療（精神通院医療）	16
(5) 後期高齢者医療制度	16
(6) ひとり親家庭等医療費助成制度	16
6. 給付事業	
(1) 補装具の交付・修理	17
(2) 日常生活用具の給付	21
(3) 自助具の給付	26
7. 派遣事業	
(1) 手話通訳者派遣事業	26
(2) 要約筆記者派遣事業	26

## 8. 交通機関等の助成

(1) JR運賃の割引	27
(2) バス運賃の割引	27
(3) 障害者タクシー券利用助成	27
(4) タクシー料金割引制度	27
(5) 精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成事業	27
(6) 航空運賃の割引	28
(7) 有料道路通行料金割引	28
(8) 駐車禁止除外指定車標章交付	28
(9) フェリー運賃の割引	29

## 9. 手当・年金制度

(1) 障害児福祉手当	30
(2) 特別障害者手当	31
(3) 特別障害給付金	32
(4) 障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金（一時金） ・年金生活者支援給付金	33
(5) 特別児童扶養手当	35
(6) 心身障害者扶養共済制度	37

## 10. 貸付け等の制度

(1) 生活福祉資金の貸付け	38
(2) 緊急生活救援資金の貸付け	38
(3) 生活困窮者自立支援資金の貸付け	39
(4) バリアフリー等住宅改造資金の貸付け	39

## 11. 外出・社会参加への支援

(1) 重度身体障害者移動支援事業（リフトカー）	42
(2) 自動車改造費補助事業	42
(3) 自動車運転免許取得費補助事業	42
(4) 車いすの貸出し	42
(5) 中途視覚障がい者指導訓練事業	43
(6) 盲導犬の貸与	43
(7) ヘルプマーク・ヘルプカード	43

## 12. その他の福祉制度

(1) NHK放送受信料の免除	44
(2) ふれあい案内（無料電話番号案内）	44

(3) 携帯電話基本使用料等の割引	45
(4) 水道料金・下水道使用料の減免	45
(5) し尿処理手数料の減額	45
(6) 録音図書・点字図書の貸出し	46
(7) 特定目的住宅への入居	46
(8) 訪問入浴サービス事業	46
(9) 福祉除雪サービス事業・屋根雪下ろし助成事業	46
(10) 理美容サービス事業	46
(11) 電話リレーサービス	47
(12) ふれあい収集	47
(13) ストーマ用装具の避難所保管	47
(14) 遠隔手話サービス	47
(15) メール119、ファクス119	47
(16) Net（ネット）119	47

### 13. 障害福祉サービス

(1) 障害福祉サービスの利用方法	48
(2) 訪問系サービス	49
(3) 日中活動系サービス	50
(4) 居住系サービス	50
(5) 児童の通所サービス	50
(6) 費用負担・申請先	51
(7) 小樽市児童発達支援利用者負担額補助事業	51
(8) 小樽市内の障害福祉サービス提供事業者一覧	52

### 14. 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業	63
(2) 移動支援事業	63
(3) 地域活動支援センター事業	64
(4) 福祉ホーム事業	65
(5) 日中一時支援事業（短期入所の日中預り）	65

### 15. 相談窓口

(1) 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ	66
(2) 専任手話通訳者・ろうあ相談員	66
(3) 母子・父子自立支援員	66
(4) 家庭児童相談員	66
(5) 小樽市障害者虐待防止・差別解消センター	66
(6) 相談支援事業所・障害児相談支援事業所	66

(7) 民生児童委員	66
(8) 公共職業安定所	67
(9) 小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター ひろば	67
(10) 小樽・北しりべし成年後見センター	67
16. 選挙 郵便等による不在者投票	67
17. 社会福祉関係団体等	68
18. 障がい児(者)等の公共施設利用時の使用料金等の減免	69
19. 公共機関等のFAX番号	70
20. 小樽市災害指定避難場所・指定緊急避難場所一覧	71

# 1. 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の手続方法

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳
<b>申請</b>	<p>視覚・聴覚・平衡・音声・そしゃく機能・肢体・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいのある方</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 身体障害者指定医師による診断書 (3か月以内に作成されたもの)</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>	<p>北海道中央児童相談所又は北海道立心身障害者総合相談所において「知的障害者(児)」と判定された方</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>	<p>精神障害により長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある方。(統合失調症・うつ病・てんかん・薬物依存症・高次脳機能障害・発達障害・その他の精神障害)</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p> <p>◎ 所定の診断書(3か月以内に作成されたもの)又は障害年金の年金証書や直近の年金振込通知書等(精神障害により受給するものに限る)</p>
<b>更新</b>	<p>再認定のお知らせが届いた方</p> <p>◎ 手帳 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 身体障害者指定医師による診断書 (3か月以内に作成されたもの)</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>	<p>療育手帳の次の判定年月の欄に記載されている期限のおおよそ一か月前に下記まで、ご連絡ください。</p> <p>18歳未満の方は、 北海道中央児童相談所(問合せ①)</p> <p>18歳以上の方は、 障害福祉グループへ</p>	<p>手帳の更新(有効期間:2年)</p> <p>◎ 手帳 ◎ 申請書</p> <p>◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 所定の診断書(3か月以内に作成されたもの)又は障害年金の年金証書や直近の年金振込通知書等(精神障害により受給するものに限る)</p> <p>※有効期間記載欄がすべて埋まっているときは、顔写真1枚が必要</p>
<b>紛失</b>	<p>手帳を失くした場合</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>	<p>手帳を失くした場合</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>	<p>手帳を失くした場合</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>
<b>破損</b>	<p>手帳を破損した場合</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 破損した手帳</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>	<p>手帳を破損した場合</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 破損した手帳</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>	<p>手帳を破損した場合</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 破損した手帳</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>
<b>等級変更</b>	<p>手帳の交付を受けた時に比較して、障がい程度に変化を生じた場合や手帳交付を受けたときに有していた障がいに加えてそれ以外の障がいを生じた場合</p> <p>◎ 手帳</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 身体障害者指定医師による診断書 (3か月以内に作成されたもの)</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>	<p>障がい程度がBからAに変更になった方は、再交付申請が必要です</p> <p>◎ 手帳</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p>	<p>◎ 手帳</p> <p>◎ 顔写真1枚(たて4cm×よこ3cm)</p> <p>◎ 申請書 ◎ マイナンバーの分かるもの</p> <p>◎ 所定の診断書(3か月以内に作成されたもの)又は障害年金の年金証書や直近の年金振込通知書等(精神障害により受給するものに限る)</p>
<b>返還</b>	<p>手帳の交付を受けた方が障がい者でなくなった場合又は死亡した場合</p> <p>◎ 手帳</p>	<p>手帳の交付を受けた方が障がい者でなくなった場合又は死亡した場合</p> <p>◎ 手帳</p>	<p>手帳の交付を受けた方が障がい者でなくなった場合又は死亡した場合</p> <p>◎ 手帳</p>
<b>手続先 問合せ</b>	<p>(手続先)</p> <p>小樽市福祉総合相談室障害福祉グループ Tel32-4111内303・444 Fax22-6915</p> <p>①18歳未満の療育手帳の判定・相談 北海道中央児童相談所 札幌市中央区円山西町2丁目1-1 Tel011-631-0301</p> <p>②身体障害者手帳及び18歳以上の療育手帳の判定・相談 北海道立心身障害者総合相談所 札幌市中央区円山西町2丁目1-1 Tel011-613-5401</p>		<p>(手続先・問合せ)</p> <p>小樽市保健所 保健総務課保健管理グループ 小樽市富岡1丁目5番12号 Tel22-3115 Fax22-1469</p>

## 2. 障害者総合支援法の対象疾病一覧

### 令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(366疾病)

※新たに対象となる疾病(6疾病)

○障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
2	アイザックス症候群	48	潰瘍性大腸炎
3	I g A腎症	49	下垂体前葉機能低下症
4	I g G 4 関連疾患	50	家族性地中海熱
5	亜急性硬化性全脳炎	51	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体) ※
6	アジソン病	52	家族性良性慢性天疱瘡
7	アッシャー症候群	53	カナバン病
8	アトピー性脊髄炎	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
9	アペール症候群	55	歌舞伎症候群
10	アミロイドーシス	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
11	アラジール症候群	57	カルニチン回路異常症
12	アルポート症候群	58	加齢黄斑変性 ○
13	アレキササンダー病	59	肝型糖原病
14	アンジェルマン症候群	60	間質性膀胱炎(ハンナ型)
15	アントレー・ビクスラー症候群	61	環状20番染色体症候群
16	イソ吉草酸血症	62	関節リウマチ
17	一次性ネフローゼ症候群	63	完全大血管転位症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	64	眼皮膚白皮症
19	1 p 36欠失症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症
20	遺伝性自己炎症疾患	66	ギャロウェイ・モフト症候群
21	遺伝性ジストニア	67	急性壊死性脳症 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	68	急性網膜壊死 ○
23	遺伝性膀胱炎	69	球脊髄性筋萎縮症
24	遺伝性鉄芽球形貧血	70	急速進行性糸球体腎炎
25	ウィーバー症候群	71	強直性脊椎炎
26	ウィリアムズ症候群	72	巨細胞性動脈炎
27	ウィルソン病	73	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
28	ウエスト症候群	74	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
29	ウェルナー症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
30	ウォルフラム症候群	76	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
31	ウルリッヒ病	77	筋萎縮性側索硬化症
32	HTLV-1関連脊髄症	78	筋型糖原病
33	A T R-X症候群	79	筋ジストロフィー
34	A D H分泌異常症	80	クッシング病
35	エーラス・ダンロス症候群	81	クリオピリン関連周期熱症候群
36	エプスタイン症候群	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
37	エプスタイン病	83	クルーゾン症候群
38	エマヌエル症候群	84	グルコーストランスポーター1欠損症
39	遠位型ミオパチー	85	グルタル酸血症1型
40	円錐角膜 ○	86	グルタル酸血症2型
41	黄色靭帯骨化症	87	クロウ・深瀬症候群
42	黄斑ジストロフィー	88	クローン病
43	大田原症候群	89	クロンカイト・カナダ症候群
44	オクシビタル・ホーン症候群	90	痙攣重積型(二相性)急性脳症
45	オスラー病	91	結節性硬化症
46	カーニー複合	92	結節性多発動脈炎

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(366疾病)

※新たに対象となる疾病(6疾病)

○障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
93	血栓性血小板減少性紫斑病	139	自己食空胎性ミオパチー
94	限局性皮質異形成	140	自己免疫性肝炎
95	原発性局所多汗症 ○	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症 ※
96	原発性硬化性胆管炎	142	自己免疫性溶血性貧血
97	原発性高脂血症	143	四肢形成不全 ○
98	原発性側索硬化症	144	シトステロール血症
99	原発性胆汁性胆管炎	145	シトリン欠損症
100	原発性免疫不全症候群	146	紫斑病性腎炎
101	顕微鏡的大腸炎 ○	147	脂肪萎縮症
102	顕微鏡的多発血管炎	148	若年性特発性関節炎
103	高IgD症候群	149	若年性肺気腫
104	好酸球性消化管疾患	150	シャルコー・マリー・トゥース病
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	151	重症筋無力症
106	好酸球性副鼻腔炎	152	修正大血管転位症
107	抗糸球体基底膜腎炎	153	ジュベール症候群関連疾患
108	後縦帯骨化症	154	シュワルツ・ヤンベル症候群
109	甲状腺ホルモン不応症	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
110	拘束型心筋症	156	神経細胞移動異常症
111	高チロシン血症1型	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
112	高チロシン血症2型	158	神経線維腫症
113	高チロシン血症3型	159	神経フェリチン症
114	後天性赤芽球癆	160	神経有棘赤血球症
115	広範脊柱管狭窄症	161	進行性核上性麻痺
116	膠様滴状角膜ジストロフィー	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ※
117	抗リン脂質抗体症候群	163	進行性骨化性線維異形成症
118	コケイン症候群	164	進行性多巣性白質脳症
119	コステロ症候群	165	進行性白質脳症
120	骨形成不全症	166	進行性ミオクロースてんかん
121	骨髄異形成症候群 ○	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
122	骨髄線維症 ○	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	169	スタージ・ウェーバー症候群
124	5p欠失症候群	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
125	コフィン・シリス症候群	171	スミス・マガニス症候群
126	コフィン・ローリー症候群	172	スモン ○
127	混合性結合組織病	173	脆弱X症候群
128	鰓耳腎症候群	174	脆弱X症候群関連疾患
129	再生不良性貧血	175	成人ステル病
130	サイトメガロウイルス角膜内膜炎 ○	176	成人ホルモン分泌亢進症
131	再発性多発軟骨炎	177	脊髄空洞症
132	左心低形成症候群	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
133	サルコイドーシス	179	脊髄髄膜瘤
134	三尖弁閉鎖症	180	脊髄性筋萎縮症
135	三頭酵素欠損症	181	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
136	CFC症候群	182	前眼部形成異常
137	シェーグレン症候群	183	全身性エリテマトーデス
138	色素性乾皮症	184	全身性強皮症

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(366疾病)

※新たに対象となる疾病(6疾病)

○障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
185	先天異常症候群	231	中毒性表皮壊死症
186	先天性横隔膜ヘルニア	232	腸管神経節細胞僅少症
187	先天性核上性球麻痺	233	TSH分泌亢進症
188	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	234	TNF受容体関連周期性症候群
189	先天性魚鱗癬	235	低ホスファターゼ症
190	先天性筋無力症候群	236	天疱瘡
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
192	先天性三尖弁狭窄症	238	特発性拡張型心筋症
193	先天性腎性尿崩症	239	特発性間質性肺炎
194	先天性赤血球形成異常性貧血	240	特発性基底核石灰化症
195	先天性僧帽弁狭窄症	241	特発性血小板減少性紫斑病
196	先天性大脳白質形成不全症	242	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
197	先天性肺静脈狭窄症	243	特発性後天性全身性無汗症
198	先天性風疹症候群 ○	244	特発性大腿骨頭壊死症
199	先天性副腎低形成症	245	特発性多中心性キャスルマン病
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	246	特発性門脈圧亢進症
201	先天性ミオパシー	247	特発性両側性感音難聴
202	先天性無痛無汗症	248	突発性難聴 ○
203	先天性葉酸吸収不全	249	ドラベ症候群
204	前頭側頭葉変性症	250	中條・西村症候群
205	早期ミオクロニー脳症	251	那須・ハコラ病
206	総動脈幹遺残症	252	軟骨無形成症
207	総排泄腔遺残	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
208	総排泄腔外反症	254	22q11.2欠失症候群
209	ソトス症候群	255	乳幼児肝巨大血管腫
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	256	尿素サイクル異常症
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	257	ヌーナン症候群
212	大脳皮質基底核変性症	258	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
213	大理石骨病	259	ネフロン癆 ※
214	ダウン症候群 ○	260	脳クレアチン欠乏症候群 ※
215	高安動脈炎	261	脳髄黄色腫症
216	多系統萎縮症	262	脳表ヘモジデリン沈着症
217	タナトフォリック骨異形成症	263	膿疱性乾癬
218	多発血管炎性肉芽腫症	264	嚢胞性線維症
219	多発性硬化症／視神経脊髄炎	265	パーキンソン病
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	266	パージャー病
221	多発性嚢胞腎	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
222	多脾症候群	268	肺動脈性肺高血圧症
223	タンジール病	269	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
224	単心室症	270	肺胞低換気症候群
225	弾性線維性仮性黄色腫	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
226	短腸症候群 ○	272	バッド・キアリ症候群
227	胆道閉鎖症	273	ハンチントン病
228	遅発性内リンパ腫	274	汎発性特発性骨増殖症 ○
229	チャージ症候群	275	PCDH19関連症候群
230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	276	非ケトーシス型高グリシン血症

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧(366疾病)

※新たに対象となる疾病(6疾病)

○障害者総合支援法独自の対象疾病(29疾病)

番号	疾病名	番号	疾病名
277	肥厚性皮膚骨膜炎	323	マリネシコ・シェーグレン症候群
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	324	マルファン症候群
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
280	肥大型心筋症	326	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
281	左肺動脈右肺動脈起始症	327	慢性再発性多発性骨髄炎
282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	328	慢性膵炎 ○
283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
284	ピッカースタッフ脳幹脳炎	330	ミオクロニー欠伸てんかん
285	非典型溶血性尿毒症症候群	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	332	ミトコンドリア病
287	皮膚筋炎/多発性筋炎	333	無虹彩症
288	びまん性汎細気管支炎 ○	334	無脾症候群
289	肥満低換気症候群 ○	335	無βリポタンパク血症
290	表皮水疱症	336	メーブルシロップ尿症
291	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)	337	メチルグルタコン酸尿症
292	VATER症候群	338	メチルマロン酸血症
293	ファイファー症候群	339	メビウス症候群
294	ファロー四徴症	340	メンケス病
295	ファンコニ貧血	341	網膜色素変性症
296	封入体筋炎	342	もやもや病
297	フェニルケトン尿症	343	モワット・ウイルソン症候群
298	フォンタン術後症候群 ○	344	薬剤性過敏症候群 ○
299	複合カルボキシラーゼ欠損症	345	ヤング・シンプソン症候群
300	副甲状腺機能低下症	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
301	副腎白質ジストロフィー	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	348	4p欠失症候群
303	ブラウ症候群	349	ライソゾーム病
304	プラダー・ウィリ症候群	350	ラスムッセン脳炎
305	プリオン病	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
306	プロピオン酸血症	352	ランドウ・クレフナー症候群
307	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	353	リジン尿性蛋白不耐症
308	閉塞性細気管支炎	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	355	両大血管右室起始症
310	ベーチェット病	356	リンパ管腫症/ゴーハム病
311	ベスレムミオパチー	357	リンパ脈管筋腫症
312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	358	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
313	ヘモクロマトーシス ○	359	ルビンシュタイン・テイビ症候群
314	ペリー症候群	360	レーベル遺伝性視神経症
315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
316	ペロキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
317	片側巨脳症	363	レット症候群
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	364	レノックス・ガストー症候群
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	365	ロスモンド・トムソン症候群
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
321	ホモシステニン尿症 ※		
322	ポルフィリン症		

## 経過的に対象となっている疾病

○ 下表の疾病については、障害者総合支援法の対象外となりましたが、対象外となる前日までにすでに障害福祉サービス等※の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具及び地域生活支援事業  
(障害児の場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

### ① 平成27年1月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
劇症肝炎
重症急性膵炎

### ② 平成27年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名	疾病名
肝外門脈閉塞症	視神経症
肝内結石症	神経性過食症
偽性低アルドステロン症	神経性食欲不振症
ギラン・バレ症候群	先天性QT延長症候群
グルココルチコイド抵抗症	TSH受容体異常症
原発性アルドステロン症	特発性血栓症
硬化性萎縮性苔癬	フィッシャー症候群
好酸球性筋膜炎	メニエール病

### ③ 令和元年7月1日以降に対象外になった疾病

疾病名
正常圧水頭症

### 3. 障がい別手続早見表

#### (1) 肢体不自由

(○ おおよその障がい者にあてはまります)

(△ 一部の障がい者にあてはまります)

身体障害者手帳等級	1	2	3	4	5	6	所得制限又は一部 自己負担の有無	ページ
所得税・住民税の障害者控除	○	○	○	○	○	○		13
事業税の減免	△	△	△	△	△	△	○	13
相続税の障害者控除	○	○	○	○	○	○		13
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免	○	○	○	△	△	△		13
重度心身障害者医療費助成	△	△					○	15
自立支援医療(育成医療)	△	△	△	△	△	△	○	15
自立支援医療(更生医療)	△	△	△	△	△	△	○	15
後期高齢者医療制度	○	○	○	△			○	16
ひとり親家庭等医療費助成	○	○					○	16
補装具の交付・修理	○	○	○	○	○	○	○	17
日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△	○	21
自助具の給付	○	○					○	26
JR運賃割引	○	○	○	○	○	○		27
バス運賃割引	○	○	○	○	○	○		27
障害者タクシー券利用助成	△	△						27
タクシー料金割引制度	○	○	○	○	○	○		27
航空運賃割引	○	○	○	○	○	○		28
有料道路通行料金割引	○	○	○	○	○	○		28
駐車禁止除外指定車標章交付	○	○	△	△	△			28
フェリー運賃割引	○	○	○	○	○	○		29
障害児福祉手当	△	△					○	30
特別障害者手当	△	△					○	31
特別障害給付金	△	△	△	△			○	32
障害基礎年金	△	△	△	△			○	33
障害厚生年金	△	△	△	△				33
特別児童扶養手当	○	△	△				○	35
心身障害者扶養共済	○	○	○					37
生活福祉資金の貸付け	○	○	○	○	○	○	○	38
バリアフリー等住宅改造資金の貸付け	○	○	○	○	○	○	○	39
重度身体障害者移動支援事業	△	△					○	42
自動車改造費補助	○	○					○	42
自動車運転免許取得費補助	○	○	○	○				42
NHK放送受信料の免除	△	△	△	△	△	△	○	44
ふれあい案内(無料番号案内)	○	○						44
携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	○	○	○		45
水道料金・下水道使用料の減免	△	△	△	△			○	45
し尿処理手数料の減額	△	△	△	△				45
特定目的住宅の入居	○	○	○	○				46
訪問入浴サービス事業	△	△					○	46
福祉除雪サービス事業・屋根雪下ろし助成事業	△	△	△	△				46
理美容サービス事業							※ 在宅で寝たきりの方	46
障害福祉サービスの利用	△	△	△	△	△	△	○	48

## (2) 視覚障がい

(○ おおよその障がい者にあてはまります)

(△ 一部の障がい者にあてはまります)

身体障害者手帳等級	1	2	3	4	5	6	所得制限又は一部 自己負担の有無	ページ
所得税・住民税の障害者控除	○	○	○	○	○	○		13
事業税の減免	△	△	△	△	△	△	○	13
相続税の障害者控除	○	○	○	○	○	○		13
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免	○	○	○	△				13
重度心身障害者医療費助成	△	△					○	15
自立支援医療(育成医療)	△	△	△	△	△	△	○	15
自立支援医療(更生医療)	△	△	△	△	△	△	○	15
後期高齢者医療制度	○	○	○				○	16
ひとり親家庭等医療費助成	○	○					○	16
補装具の交付・修理	○	○	○	○	○	○	○	17
日常生活用具の給付	△	△	△	△	△	△	○	21
自助具の給付	○	○					○	26
JR運賃割引	○	○	○	○	○	○		27
バス運賃割引	○	○	○	○	○	○		27
障害者タクシー券利用助成	○	○						27
タクシー料金割引制度	○	○	○	○	○	○		27
航空運賃割引	○	○	○	○	○	○		28
有料道路通行料金割引	○	○	○	○	○	○		28
駐車禁止除外指定車標章交付	○	○	○	△				28
フェリー運賃割引	○	○	○	○	○	○		29
障害児福祉手当	△	△					○	30
特別障害者手当	△	△					○	31
特別障害給付金	△	△	△	△			○	32
障害基礎年金	△	△	△	△			○	33
障害厚生年金	△	△	△	△				33
特別児童扶養手当	○	△	△				○	35
心身障害者扶養共済	○	○	○					37
生活福祉資金の貸付け	○	○	○	○	○	○	○	38
バリアフリー等住宅改造資金の貸付け	○	○	○	○	○	○	○	39
盲導犬の貸与	○	○						43
NHK放送受信料の免除	△	△	△	△	△	△	○	44
ふれあい案内(無料番号案内)	○	○	○	○	○	○		44
携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	○	○	○		45
水道料金・下水道使用料の減免	△	△	△	△			○	45
し尿処理手数料の減額	△	△	△	△				45
録音図書・点字図書貸出し	○	○	○	○	○	○	○	46
特定目的住宅の入居	○	○	○	○			○	46
福祉除雪サービス事業・屋根雪下ろし助成事業	△	△	△	△				46
障害福祉サービスの利用	△	△	△	△	△	△	○	48

(3) 聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障がい

(○ おおよその障がい者にあてはまります)

(△ 一部の障がい者にあてはまります)

身体障害者手帳等級	1	2	3	4	5	6	所得制限又は一部 自己負担の有無	ページ
所得税・住民税の障害者控除		○	○	○	○	○		13
事業税の減免		△	△	△	△	△	○	13
相続税の障害者控除		○	○	○	○	○		13
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免		○	△		△			13
重度心身障害者医療費助成		△					○	15
自立支援医療(育成医療)		△	△	△	△	△	○	15
自立支援医療(更生医療)		△	△	△	△	△	○	15
後期高齢者医療制度		○	○	○			○	16
ひとり親家庭等医療費助成		○					○	16
補装具の交付・修理		○	○	○	○	○	○	17
日常生活用具の給付		△	△				○	21
手話通訳者・要約筆記者派遣		△	△	△	△	△	※ 聴覚のみ	26
JR運賃割引		○	○	○	○	○		27
バス運賃割引		○	○	○	○	○		27
タクシー料金割引制度		○	○	○	○	○		27
航空運賃割引		○	○	○	○	○		28
有料道路通行料金割引		○	○	○	○	○		28
駐車禁止除外指定車標章交付		○	○		△		*聴覚2・3級、平衡機能3・5級	28
フェリー運賃割引		○	○	○	○	○		29
障害児福祉手当		△					○	30
特別障害者手当		△					○	31
特別障害給付金		△	△	△			○	32
障害基礎年金		△	△	△			○	33
障害厚生年金		△	△	△				33
特別児童扶養手当		○	△				○	35
心身障害者扶養共済		○	○					37
生活福祉資金の貸付け		○	○	○	○	○	○	38
バリアフリー等住宅改造資金の貸付け		○	○	○	○	○	○	39
自動車運転免許取得費補助		○	○	○				42
NHK放送受信料の免除		△	△	△	△	△	○	44
携帯電話基本使用料等の割引		○	○	○	○	○		45
水道料金・下水道使用料の減免		△	△	△			○	45
し尿処理手数料の減額		△	△	△				45
特定目的住宅の入居		○	○	○			○	46
障害福祉サービスの利用		△	△	△	△	△	○	48

※身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対して、補聴器の購入・修理費用の一部を助成します。詳しくは26ページをご覧ください。

(4) 内部障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能・肝臓障がい)

(○ おおよその障がい者にあてはまります)

(△ 一部の障がい者にあてはまります)

身体障害者手帳等級	1	2	3	4		所得制限又は一部自己負担の有無	ページ
所得税・住民税の障害者控除	○	○	○	○			13
事業税の減免	△	△	△	△		○	13
相続税の障害者控除	○	○	○	○			13
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免	○	○	○	○			13
重度心身障害者医療費助成	△	△	△			○	15
自立支援医療(育成医療)	△	△	△	△		○	15
自立支援医療(更生医療)	△	△	△	△		○	15
後期高齢者医療制度	○	○	○			○	16
ひとり親家庭等医療費助成	○	○				○	16
補装具の交付・修理	○		○	○		○	17
日常生活用具の給付	△		△	△		○	21
JR運賃割引	○	○	○	○			27
バス運賃割引	○	○	○	○			27
障害者タクシー券利用助成	△					※ じん臓のみ	27
タクシー料金割引制度	○	○	○	○			27
航空運賃割引	○	○	○	○			28
有料道路通行料金割引	○	○	○	○			28
駐車禁止除外指定車標章交付	○	○	○				28
フェリー運賃割引	○	○	○	○			29
障害児福祉手当	△					○	30
特別障害者手当	△					○	31
特別障害給付金	△	△	△	△		○	32
障害基礎年金	△	△	△			○	33
障害厚生年金	△	△	△				33
特別児童扶養手当	○					○	35
心身障害者扶養共済	○	○	○				37
生活福祉資金の貸付け	○	○	○	○		○	38
バリアフリー等住宅改造資金の貸付け	○	○	○	○		○	39
自動車運転免許取得費補助	○	○	○	○			42
NHK放送受信料の免除	△	△	△	△		○	44
携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○	○			45
水道料金・下水道使用料の減免	△	△	△			○	45
し尿処理手数料の減額	△	△	△				45
特定目的住宅の入居	○	○	○	○		○	46
理美容サービス事業						※ 在宅で寝たきりの方	46
障害福祉サービスの利用	△	△	△	△		○	48

## (5) 知的障がい

(○ おおよその障がい者にあてはまります)

(△ 一部の障がい者にあてはまります)

療育手帳の障害の程度	A	B				所得制限又は一部 自己負担の有無	ページ
所得税・住民税の障害者控除	○	○					13
事業税の減免	△	△				○	13
相続税の障害者控除	○	○					13
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免	○	○					13
重度心身障害者医療費助成	○					○	15
日常生活用具の給付	△					○	21
JR運賃割引	○	○					27
バス運賃割引	○	○					27
タクシー料金割引制度	○	○					27
航空運賃割引	○	○					28
有料道路通行料金割引	○						28
駐車禁止除外指定車標章交付	○						28
フェリー運賃割引	○	○					29
障害児福祉手当	△	△				○	30
特別障害者手当	△					○	31
特別障害給付金	△	△				○	32
障害基礎年金	△	△				○	33
障害厚生年金	△	△					33
特別児童扶養手当	○	△				○	35
心身障害者扶養共済	○	○					37
生活福祉資金の貸付け	○	○				○	38
バリアフリー等住宅改造資金の貸付け	○	○				○	39
NHK放送受信料の免除	△	△				○	44
ふれあい案内（無料番号案内）	○	○					44
携帯電話基本使用料等の割引	○	○					45
水道料金・下水道使用料の減免	△	△				○	45
し尿処理手数料の減額	△	△					45
特定目的住宅の入居	○	△				○	46
障害福祉サービスの利用	△	△				○	48

## (6) 精神障がい

(○ おおよその障がい者にあてはまります)

(△ 一部の障がい者にあてはまります)

精神障害者保健福祉手帳の障害の程度	1	2	3				所得制限又は一部自己負担の有無	ページ
所得税・住民税の障害者控除	○	○	○					13
事業税の減免	△	△	△				○	13
相続税の障害者控除	△	△	△					13
自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免	○	○	○					13
重度心身障害者医療費助成	○						○	15
自立支援医療（精神通院医療）	△	△	△				○	16
精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成	△	△	△					27
航空運賃割引	○	○	○					28
駐車禁止除外指定車標章交付	○							28
フェリー運賃割引	○	○	○					29
障害児福祉手当	△						○	30
特別障害者手当	△						○	31
特別障害給付金	△						○	32
障害基礎年金	△	△					○	33
障害厚生年金	△	△						33
特別児童扶養手当	○	△					○	35
心身障害者扶養共済	△	△						37
生活福祉資金の貸付け	○	○					○	38
NHK放送受信料の免除	△	△	△				○	44
ふれあい案内（無料番号案内）	○	○	○					44
携帯電話基本使用料等の割引	○	○	○					45
水道料金・下水道使用料の減免	△	△					○	45
し尿処理手数料の減額	△	△						45
特定目的住宅の入居	○	△					○	46
障害福祉サービスの利用	△	△	△				○	48

※JR運賃割引、バス運賃割引、タクシー料金割引及び有料道路通行料金割引制度の適用はありません。

## 4. 税金の控除・減免

### (1) 所得税及び市道民税の障害者控除

納税者本人又は、同一生計配偶者や扶養親族が所得税法上の障がい者・児に当てはまる場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

ただし、所得税は原則として身体障害者手帳等の交付や、市町村長、福祉事務所長等の認定を受けた年分から、市・道民税はその翌年度から障害者控除が適用されます。

所得税	特別障害者	(該当するケース) 身障手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	控除額 40万円
	その他の障害者	(該当するケース) 身障手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級	控除額 27万円

市道民税	特別障害者	身障手帳1・2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	控除額 30万円
	その他の障害者	身障手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級	控除額 26万円

同一生計配偶者又は扶養親族が同居の特別障害者である場合の障害者控除の額は、所得税は75万円、市・道民税は53万円となります。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・所得税 … 小樽税務署 (小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎2階 Tel23-2171)  
※申告手続で来署される場合は、事前に電話で予約をお願いします。  
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>
- ・市道民税 … 小樽市財政部市民税課個人課税グループ  
(Tel32-4111 内線242～245 Fax22-5354)

### (2) 個人事業税の減免等

#### ① 非課税

両眼の視力を喪失した方や両眼の視力(屈折異常の方はきょう正したあとの視力)が0.06以下の方が、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行っている場合は課税されません。

#### ② 減免

障がい者の方で、事業所得(青色申告特別控除額を含む)とその他の所得の合計金額が年310万円以下の場合、事業税額が最高7,500円(事業税額が7,500円以下のときは全額)減免されます。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽道税事務所課税課事業税間税係 (小樽市富岡1丁目14番13号 Tel23-9492 Fax 23-9446)

### (3) 相続税の障害者控除(相続開始が平成27年1月1日以降)

相続人が障がい者のときは、85歳に達するまでの年数1年につき10万円(特別障がい者の場合は20万円)が控除されます。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・相続税 … 小樽税務署 (小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎2階 Tel23-2171)  
※ 個別相談については、相談日を設けております。事前に電話で予約をお願いします。  
国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

### (4) 自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税種別割の減免

#### ◆減免の対象

心身障がい者本人が所有、又は生計を同じくする方が心身障がい者・児のために運転する自動車・軽自動車等にかかる税金については、一定の条件を満たした場合に減免の対象となります。(対象となるのは、手帳お持ちの方1台のみです。)

◆減免申請期限

区 分		申請期限
自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割（※1）		自動車の登録日の2か月後まで
自動車税種別割（※2）	①4月1日に既に減免要件に該当している方	自動車税納税通知書の納期限（5月末）まで
	②年度の途中で減免要件に該当する方	減免要件に該当することになった日の2か月後まで
	③新規に障害者手帳等の交付を受けた方（新たに減免対象の障害区分に該当した方を含む。）	障害者手帳等の新規交付日の2か月後まで（新たに減免対象の障害区分に該当した日の2か月後まで）
	④自動車を新規に取得し、初めて減免を受ける方	自動車の登録日の2か月後まで
	⑤障がいのある方のために自動車を使用するようになった方	自動車を月4回以上使用するようになった日の2か月後まで
	⑥通院等の6か月の実績が必要な方で、申請期限後に6か月の実績ができる方	6か月の実績ができた日の2か月後まで
	⑦減免を受けている自動車を入れ替える方	入れ替える自動車の登録日の2か月後まで（登録日から1か月以内に、既に減免を受けている車を移転登録か抹消登録する必要があります。）

※1 申請期限を過ぎた場合は、原則減免は受けられません。

※2 申請期限を過ぎた場合は、本年度からの減免とならず、翌年度からとなります。

○軽自動車税種別割…毎年4月1日から納期限（5月末が土日祝日の場合は翌営業日）まで毎年、申請が必要です。申請期限を過ぎた場合は、原則減免は受けられません。

◆手続に必要なもの…障害者手帳等、免許証、車検証など

申請者の押印は不要となりました。

このほかの書類も必要な場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

運 転 者		本人又は生計を同じくする方
税 区 分		自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割 自動車税種別割・軽自動車税種別割
視 覚 障 害		1 級～4 級
聴 覚 障 害		2 級・3 級
平 衡 機 能 障 害		3 級・5 級
音 声 機 能 障 害		3 級（喉頭摘出）
上 肢 不 自 由		1 級～3 級
下 肢 不 自 由		1 級～6 級
体 幹 不 自 由		1 級～3 級・5 級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1 級～3 級
	移動機能	1 級～6 級
心 臓 機 能 障 害		1 級・3 級・4 級
じん臓機能障害		1 級・3 級・4 級
呼吸器機能障害		1 級・3 級・4 級
ぼうこう・直腸機能障害		1 級・3 級・4 級
小腸機能障害		1 級・3 級・4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級～4 級
肝臓機能障害		1 級～4 級
療 育 手 帳		療育手帳の交付を受けている方
精神障害者保健福祉手帳		精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※ 問合せ・手続先

- 自動車税環境性能割・自動車税種別割・軽自動車税環境性能割  
○問合せ先 …… 札幌道税事務所自動車税部 (Tel011-746-1194)  
○受付先 …… 小樽道税事務所納税課収納管理係  
(小樽市富岡1丁目14番13号 Tel23-9444 Fax23-9446)
- 軽自動車税種別割 …… 小樽市財政部市民税課税制グループ  
(Tel32-4111内線379・241 Fax22-5354)

5. 医療給付

(1) 重度心身障害者医療費助成制度

下表に該当する重度の心身障がい者・児の方に医療費の一部を助成します。(所得制限あり)

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"><li>身体障害者手帳の1、2級と3級の一部の方※ (※3級の一部とは、心臓、肝臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいの方。)</li><li>療育手帳のA(重度)の方</li><li>重度の知的障がい者と判定又は診断された方 (IQがおおむね35以下の方、又は肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する方でIQがおおむね50以下の方)</li><li>精神障害者保健福祉手帳の1級の方</li></ul>
-------	--

(注意) 65歳以上の方は、後期高齢者医療制度(5参照)に加入していなければ、助成を受けることができません。

※ 申請窓口

- 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ

※ 問合せ先

- 小樽市こども未来部こども福祉課給付係 (Tel32-4111内線311 Fax31-7031)

(2) 自立支援医療(育成医療)

身体に障がいを有する又は現存する疾患を放置すれば将来において障がいを残すと認められる18歳未満の児童に対して、生活能力を得るための医療を給付します。

収入・課税額等により自己負担があります。

※ 問合せ・手続先

- 小樽市保健所保健総務課保健管理グループ  
(小樽市富岡1丁目5番12号 Tel22-3115 Fax22-1469)

(3) 自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方に対して、障がいを軽くしたり又は取り除いたりし、日常生活を容易にするための医療を給付します。

収入・課税額等により自己負担があります。

※ 問合せ・手続先

- 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ (Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915)

※ 『申請手続』

申請書・更生医療指定病院からの意見書・身体障害者手帳・印鑑・健康保険証・特定疾病療養受療証、本人の公的年金の年金額がわかるもの、マイナンバーのわかるもの(事前申請が原則です。)

#### (4) 自立支援医療（精神通院医療）

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又は依存症、その他の精神疾患（てんかんを含む。）のため継続的に通院による医療を必要とする方に対して、その医療を給付します。

##### ※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽市保健所保健総務課保健管理グループ  
(小樽市富岡1丁目5番12号 Tel22-3115 Fax22-1469)

#### (5) 後期高齢者医療制度

75歳以上の方と、65歳～74歳の方のうち、下表に該当する障がいのある方が対象の医療保険制度です。医療機関等での窓口負担の割合は1割（現役並み所得者は3割）です。

令和4年10月以降、一定の所得のある方（窓口負担割合が3割の方は除く）は、窓口負担が2割になります。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 身体障害者手帳の1～3級と4級の一部の方※ (※4級の一部とは、音声機能又は言語機能障がいと、身体障害者障害程度等級表4級の下肢1号、3号又は4号の障がいの方)</li><li>・ 療育手帳のA（重度）の方</li><li>・ 精神障害者保健福祉手帳の1、2級の方</li><li>・ 国民年金などの障害年金1、2級を受給している方</li></ul> ◎ 診断書による加入 上記と同程度の障がいのある方で、上記の方法により障がいの程度を確認することができない方については、国民年金法の障がい認定の例による『診断書』を提出し、道の審査を経て北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けることにより加入できます。
-------	--

##### ※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽市福祉保険部保険年金課後期高齢者医療係 (Tel32-4111 内線312 Fax25-0120)

#### (6) ひとり親家庭等医療費助成制度（障がい者関係）

重度の障害（注1）により、労働能力を喪失している方がいる家庭の配偶者及び20歳未満の児童（注2）に医療費の一部を助成します。（所得制限あり）

（注1）身体障害者手帳1、2級相当の障害。

（注2）18歳以上の児童については在学中か無職であることが条件。

##### ※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽市こども未来部こども福祉課給付係 (Tel32-4111 内線311,314)

## 6. 給付事業

### (1) 補装具の交付・修理

「補装具」とは、身体の失われた部分や思うように動かすことのできないような障がいのある部分を補って、日常生活能力の回復を助ける用具のことです。

手帳の障害名欄に記載されている障がいにより用具を交付・修理しますので、

該当する障害名が記載されていない場合は、身体障害者手帳に障害名の追加手続きが必要です。

#### ◆ 補装具の種目及び対象者

区分	種目	名称	耐用年数	対象者	
義肢	義手	上腕義手	装飾用	4年	肢体不自由（切断）
			作業用	3年	
			能動式	3年	
		肩義手	装飾用	4年	
			作業用	3年	
			能動式	3年	
		肘義手		3年	
		前腕義手		3年	
		手義手		3年	
		手部義手	装飾用	1年	
	作業用		2年		
	手指義手	装飾用	1年		
		作業用	2年		
	義足	股義足		4年	
		大腿義足	常用	3年	
			吸着式	5年	
			作業用	3年	
		膝義足	常用	3年	
			作業用	2年	
		下腿義足		2年	
果義足		2年			
足根中足義足		鋼板入り	2年		
	足袋型	1年			
足指義足		1年			
装具	上肢装具	肩装具		3年	
		肘装具	両側支柱	3年	
			硬性	3年	
			軟性	2年	
		手背屈装具		3年	
		長対立装具		3年	
		短対立装具		3年	
		把持装具		3年	
		MP屈曲装具		3年	
		MP伸展装具		3年	
	指装具		3年		
	B・F・O（食事動作補助器）		3年		
	体幹装具	頸椎装具	金属枠	3年	
			硬性	2年	
カラー			2年		

区分	種目	名称	耐用年数	対象者	
装具	上肢装具	胸椎装具	金属枠	3年	肢体不自由
			硬性	2年	
			軟性	1.5年	
		腰椎装具	金属枠	3年	
			硬性	2年	
			軟性	1.5年	
		仙腸装具	金属枠	3年	
			硬性	2年	
			軟性	1.5年	
			骨盤帯	2年	
		側彎矯正装具	ミルウォーカープレイス	2年	
			金属枠	2年	
			硬性	1年	
			軟性	1年	
		下肢装具	股装具	金属枠	
	硬性			3年	
	軟性			2年	
	長下肢装具		3年		
	膝装具		両側支柱	3年	
			硬性	3年	
			スウェーデン式	2年	
	短下肢装具		軟性	2年	
			両側支柱	3年	
			片側支柱	3年	
			S型支柱	3年	
			鋼線支柱	3年	
			板ばね	3年	
			硬性(支柱あり)	3年	
			硬性(支柱なし)	1.5年	
	ツイスター	軟性	2年		
鋼索		3年			
足底装具		1.5年			
靴型装具	靴型装具	靴型装具	1.5年		
座位保持装置	座位保持装置	座位保持装置	3年		
その他	視覚障害者安全つえ	普通用	軽金属製	5年	視覚障害
			その他	2年	
		携帯用	軽金属製	4年	
			その他	2年	
	身体支持併用		軽金属製	4年	
	義眼	普通義眼		2年	
		特殊義眼		2年	
		コンタクト義眼		2年	
	眼鏡	矯正眼鏡		4年	
		遮光眼鏡		4年	
		コンタクトレンズ		4年	
弱視眼鏡		4年			

区分	種目	名称	耐用年数	対象者
その他	補聴器	高度難聴用ポケット型	5年	聴覚障害
		高度難聴用耳かけ型	5年	
		重度難聴用ポケット型	5年	
		重度難聴用耳かけ型	5年	
		重度難聴用耳かけ型FM型	5年	
		耳あな型	5年	
		骨導式ポケット型	5年	
		骨導式眼鏡型	5年	
	人工内耳	人工内耳用音声記号処理装置 (修理に限る)	-	
	重度障害者 用意思伝達 装置	重度意思伝達装置	5年	両上下肢機能障害及び言 語機能喪失
	車いす	普通型	6年	肢体不自由 (切断・機能障害等)
		リクライニング式普通型	6年	
		ティルト式普通型	6年	
		リクライニング・ティルト式普通型	6年	
		手動リフト式普通型	6年	
		前方大車輪型	6年	
		リクライニング式前方大車輪型	6年	
		片手駆動型	6年	
		リクライニング式片手駆動型	6年	
		レバー駆動型	6年	
		手押し型	6年	
		リクライニング式手押し型	6年	
		ティルト式手押し型	6年	
	リクライニング・ティルト式手押し型	6年		
	電動車いす	普通型(4.5km/時速)	6年	内部障害 〔心臓機能障害〕 〔呼吸器機能障害〕
		普通型(6km/時速)	6年	
		簡易型	6年	
		リクライニング式普通型	6年	
電動リクライニング式普通型		6年		
電動リフト式普通型		6年		
電動ティルト式普通型		6年		
電動リクライニング・ティルト式普通型		6年		
歩行器	六輪型	5年	肢体不自由	
	四輪型(腰掛つき・腰掛なし)	5年		
	三輪型	5年		
	二輪型	5年		
	固定型	5年		
	交互型	5年		

区分	種目	名称	耐用年数	対象者	
その他	歩行補助 つえ	松葉づえ	木製	2年	肢体不自由
			軽金属製	4年	
		多脚杖	4年		
		カナディアン・クラッチ	4年		
		ロフストランド・クラッチ	4年		
		プラットホーム杖	4年		
	座位保持椅子	座位保持椅子	3年	肢体不自由 (障がい児に限る)	
	起立保持具	起立保持具	3年		
	頭部保持具	頭部保持具	3年		
	排便補助具	排便補助具	3年		

#### 《その他》

- ・難病をお持ちの方でも対象となる場合がありますので、あらかじめご相談ください。

#### ※ 自己負担額

原則1割負担となりますが、低所得（市町村民税非課税）世帯の方などは無料となります。

収入区分	負担上限月額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

- ・世帯の範囲は、18歳以上の場合は障がい者本人とその配偶者のみ、18歳未満の場合は障がい児とその保護者の住民基本台帳上の世帯員及び単身赴任等により別居している保護者で判定します。
- ・同一世帯に属する最多課税者の方の市民税所得割額が46万円以上の場合は支給対象外です。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

#### ※ 『申請手続』

- ①身体障害者手帳 ②印鑑 ③見積書（市と契約している業者）
- ④医師の意見書（補装具により異なりますので事前に確認願います。）
- ⑤マイナンバーの分かるもの

☆次の制度の対象となる障がい者の方は、他法による給付が優先しますので、あらかじめご相談ください。

- ① 介護保険認定（小樽市福祉保険部介護保険課 Tel32-4111 内線455 Fax27-6711）
- ② 船員保険の障害年金、障害手当金  
（全国健康保険協会船員保険部 Tel 03-6862-3060 Fax 03-6862-3066）
- ③ 労災（小樽労働基準監督署 小樽市港町5番3号 小樽地方合同庁舎3階  
Tel33-7651 Fax25-1736）

(2) 日常生活用具の給付

主として在宅の重度心身障がい者・児に対して、日常生活を容易にするための用具を給付します。（日常生活用具別に耐用年数があります。）

手帳の障害名欄に記載されている障がいにより用具を給付しますので、

該当する障害名が記載されていない場合は、身体障害者手帳に障害名の追加手続が必要です。

区分	種類	身	児	知	障がいの程度	性能	耐用年数
介護訓練支援用具	特殊寝台	○			下肢又は体幹機能障がい2級以上	腕・脚等の訓練ができる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
	特殊マット	○	○	○	下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を要する者に限る）又は重度又は最重度の知的障がい者・児	じょく瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊尿器	○	○		下肢又は体幹機能障がい1級（常時介護を要する者に限る）原則として学齢児以上	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者・児又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
	入浴担架	○	○		下肢又は体幹機能障がい2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）	障がい者・児を担架に乗せたまま、リフト装置により入浴させるもの	5年
	体位変換器	○	○		下肢又は体幹機能障がい2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る）原則として学齢児以上	介助者が障がい者・児の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
	移動用リフト	○	○		下肢又は体幹機能障がい2級以上（原則として3歳以上）	介護者が重度身体障がい者・児を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	4年
	訓練いす		○		下肢又は体幹機能障がい2級以上の児童（原則として3歳以上）	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	5年
	訓練用ベッド	○	○		下肢又は体幹機能障がい2級以上（原則として学齢児以上）	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	○	○		下肢又は体幹機能障がい者・児であって、入浴に介助を必要とするもの（原則として3歳以上）	入浴時の移動・座位の保持・浴槽への入水等を補助でき、障がい者・児又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	便器	○	○		下肢又は体幹機能障がい2級以上（原則として学齢児以上で常時介護を要する者）	障がい者が容易に使用し得るもの（手すり、ポータブルトイレ等）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	頭部保護帽	○	○	○	①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいで頻繁に転倒する者 ②児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者・児として判定され障がいの程度が重度又は最重度である者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3年

区分	種類	身	児	知	障がいの程度	性能	耐用年数
自立生活支援用具	T字状・棒状のつえ	○	○		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	①木材で十分な強度を有するもの ②軽金属	3年
	移動・移乗支援用具 (旧歩行支援用具)	○	○		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（原則として3歳以上）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア) 障がいの身体状況を十分に踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。イ) 転倒防止、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	特殊便器	○	○	○	上肢機能障がい2級以上、重度又は最重度の知的障がい者・児で自ら排便後の処理が困難な者（原則として学齢児以上）	足踏みペダル等により温水や温風を出し得るもの又は知的障がい者・児の介護者が容易に使用し得るもの ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	8年
	火災警報器	○	○	○	障がい等級2級以上、重度又は最重度の知的障がい者・児（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの（1世帯に2台を限度とする）	8年
	自動消火器	○	○	○	障がい等級2級以上、重度又は最重度の知的障がい者・児（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	電磁調理器	○		○	視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） 18歳以上の重度又は最重度の知的障がい者	視覚障がい者及び知的障がい者が容易に使用し得るもの	6年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	○	○		視覚障がい2級以上（原則として学齢児以上）	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用屋内信号装置	○			聴覚障がい2級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音・音声等を視覚・触覚等により知覚できるもの	10年
	下肢保温保護用具		○		下肢又は体幹機能障がい2級以上であって、日常生活において車いすを使用する児童（原則として3歳以上）	保温効果が高く、かつ接触の衝撃から足部を保護し、障がい児が容易に着脱できるもの	2年

区分	種 類	身	児	知	障がいの程度	性 能	耐用年数
在宅療養等支援用具	透析液加温器	○	○		腎臓機能障がい3級以上で、自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者（原則として3歳以上）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
	ネブライザー（吸入器）	○	○		呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者（原則として学齢児以上）	障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年
	電気式たん吸引器	○	○		呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者であって、必要と認められる者。（原則として学齢児以上）	障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	○	○		難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要又は在宅酸素療法が必要な方	障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	○			医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	10年
	盲人用体温計（音声式）	○	○		視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（原則として学齢児以上）	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年
	盲人用体重計	○			視覚障がい2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	○	○		音声言語機能障がい者・児又は肢体不自由者・児であって、発声・発語に著しい障がいがある者（原則として学齢児以上）	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年
	情報・通信支援用具	○	○		視覚障がい又は上肢障がい1、2級でパーソナルコンピューターの使用により社会参加が見込まれる方	パーソナルコンピューターの周辺機器（ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。） ①入力文字を音声化するソフト ②強度の弱視者用に画面を拡大するソフト ③画面の文字を音声化するソフト ④インテリキー（障がいに合わせることが出来る大型キーボード） ⑤ジョイスティック（マウスが使えない方のための操作棒）など	4年
	点字ディスプレイ	○	○		①視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者（原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級）であって、必要と認められる者 ②視覚障害1級の児童であって、この装置が必要と認められる者のうち、原則として学齢児以上であるもの	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年

区分	種類	身	児	知	障がいの程度	性能	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	点字器	○	○		視覚障がい者・児	標準型	7年
						携帯型	5年
	点字 タイプライター	○	○		視覚障がい2級以上 (本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	5年
	視覚障害者用 地上デジタル 放送対応ラジオ	○	○		視覚障がい2級以上であって、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者	テレビ音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するものであって、視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用 ポータブル レコーダー	○	○		視覚障がい2級以上 (原則として学齢児以上)	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、デージー方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用 活字文書 読上げ装置	○	○		視覚障がい2級以上 (原則として学齢児以上)	文字情報と同一紙面上に記載されたバーコードを読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	6年
	視覚障害者用 拡大読書器	○	○		視覚障がい者・児であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者(原則として学齢児以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年
	盲人用時計	○			視覚障がい2級以上 なお、音声時計は手指の触覚に障がいがある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10年
	聴覚障害者用 通信装置	○	○		聴覚障がい者・児又は発声・発語に著しい障がいがある者であってコミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる者(原則として学齢児以上)	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字などにより通信が可能な機器であり、障がい者・児が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用 情報受信装置	○	○		聴覚障がい者・児であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付の聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者・児向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	6年	

区分	種類	身	児	知	障がいの程度	性能	耐用年数
	人工内耳用電池	○	○		聴覚障がい者・児であって人工内耳外部装置を装着する者	空気亜鉛電池	—
						充電電池	3年
						充電器	3年
	人工喉頭	○	○		音声機能障がい喉頭摘出者・児	笛式	4年
						電動式	5年
点字図書	○	○		主に、情報の入手を点字による視覚障がい者・児	点字により作成された図書	—	
タッチ式ボイスレコーダー	○	○		視覚障がい2級以上であって視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者（原則として学齢児以上）	あらかじめ情報を登録したシールを読み取り、対応する録音済みの音声を再生する機能を有するもので、視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	4年	
排泄管理支援用具	ストマ用装具	○	○		膀胱又は直腸機能障がい者でストマ造設者・児	蓄便袋	—
						蓄尿袋	—
						洗腸用具	6か月
	紙おむつ等 (紙おむつ、サラシ、ガーゼ等衛生用品)	○	○		膀胱又は直腸機能障がい4級以上の身体障がい者であってストマ用装具に替えて必要と認められる者及び乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がいにより、排尿・排便の意思表示が困難なもの（概ね3歳以上）	障がい者・児が容易に使用し得るもの	—
	収尿器	○	○		下肢障がい又は体幹機能障がいを有する者であって、排尿の機能に障がいがある者・児	男性用、女性用	1年
住宅改修費	住宅改修費 (居宅生活動作補助用具)	○	○		下肢、体幹機能障がい又は乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障がい3級以上の者(学齢児以上)※特殊便器への取替は上肢障がい2級以上の者	障がい者・児の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの(原則1回)	—

《その他》

1. 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ、取扱うものとします。
2. 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター・聴覚障害者用目覚時計・聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。
3. 排泄管理支援用具は、施設入居の方も申請できます。
4. 介護保険給付認定を受けている方は、介護保険制度における用具の給付（貸与）が優先します。
5. 難病の方でも対象となる場合がありますので、あらかじめご相談ください。
6. 児童へ給付を行っていない用具については、小児慢性特定疾病における用具の給付が対象となる場合があります。

## ※ 自己負担額

原則1割負担となりますが、低所得（市町村民税非課税）世帯の方などは無料となります。

収入区分	負担上限月額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯	37,200円

- ・世帯の範囲は、18歳以上の場合は障がい者本人とその配偶者のみ、18歳未満の場合は障がい児とその保護者の住民基本台帳上の世帯員及び単身赴任等により別居している保護者で判定します。
- ・同一世帯に属する最多課税者の方の市民税所得割額が46万円以上の場合は支給対象外です。

## ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

## ※ 『申請手続』

- ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②印鑑 ③見積書（市から委託された業者）

## (3) 自助具の給付

- ①在宅の重度身体障がい者・児を対象

日常生活動作を補うための用具を所得税非課税世帯に限り給付します。

（生活保護世帯以外は自己負担額があります。）

種 目	種 目
読 書 ス タ ン ド	トイレ用トランスファーボード
ペ ー ジ め くり	入 浴 用 リ フ ト
ヘルプハンド	洗 髪 器
トイレ付ベッド	難 燃 性 寝 具
空 気 清 浄 器	ベ ッ ド 用 テ ー ブ ル

- ②身体障害者手帳が交付されない軽度・中等度難聴児を対象

補聴器の購入・修理費用の一部を給付します。両耳の聴力レベルが30デシベル以上等、給付対象となる要件がありますので、詳細はお問い合わせください。

## ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

## ※ 『申請手続』

印鑑・見積書・身体障害者手帳（用具給付の場合）・医師の意見書（補聴器給付の場合）

## 7. 派遣事業

### (1) 手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者が、各種相談・手続・病院等へ行くときなどに手話通訳者を派遣します。

## ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

### (2) 要約筆記者派遣事業

手話のできない聴覚障がい者が各種手続を行うとき、研修会に参加するときなどに要約筆記者を派遣します。

## ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

## 8. 交通機関等の助成

### (1) JR運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は片道101km以上利用の場合に限り、本人の運賃のみが5割引になります。

ただし、身体障害者手帳（第1種）、療育手帳（第1種）をお持ちの方で、介護者の付き添いのある方については、距離の制限が無く、本人・介護者共に5割引となります。（当該障がい者1名につき介護者1名）

- ・券購入時、乗降時及び乗車中は手帳を携行し、係員から請求を受けたら提示してください。
- ・グリーン料金、特急料金、座席指定料は割引対象外です。

※ 詳細は、次にお問い合わせください。

- ・JR北海道電話案内センター TEL011-222-7111（通年16：30～22：00）

### (2) バス運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けている方は、バス料金（普通旅客運賃）が割引になります。

割引率	対象	内容
本人・介護者 共に5割引	身体障害者手帳 第1種 療育手帳 A	利用時に手帳を提示してください。
本人のみ 5割引	身体障害者手帳 第2種 療育手帳 B	同上

※ 詳細は次にお問い合わせください。

- ・ジェイ・アール北海道バス株式会社小樽営業所（小樽市稲穂2丁目22番1号 TEL 22-5570 Fax 26-6075）
- ・北海道中央バス小樽ターミナル（小樽市稲穂2丁目22番10号 TEL 25-3333 Fax 25-3334）
- ・北海道中央バスおたもい営業所（小樽市オタモイ1丁目4番10号 TEL 26-3330 Fax 26-2562）

### (3) 障害者タクシー券利用助成

市内に住所を有し、下記の身体障害者手帳の交付を受けている方に4月から翌年3月の1年間につき1冊助成。1冊当たりの枚数は、障害、居住地によって異なります。（28～47枚）

助成券1枚につき、小型・中型は400円、リフト付きタクシーは500円として利用できます。

☆ 両下肢・体幹・移動機能の1級・2級 ☆ 視覚1級・2級 ☆ じん臓機能障がい1級

（\*身体障害者福祉法施行規則別表第5表に掲げる級に該当する場合）

※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（TEL32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

※ 『申請手続』 身体障害者手帳・印鑑

### (4) タクシー料金割引制度

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は、乗車料金が1割引となります。

ただし、手帳の提示がない場合は割引を受けられませんので、お忘れのないようご注意ください。

※ 問合せ

- ・小樽ハイヤー協会（小樽市堺町5番1号 道通ビル TEL 21-3002 Fax 25-1320）

### (5) 精神障害者社会復帰施設等通所交通費助成事業

市内に住所を有する在宅の精神障がい者で、就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援及び地域活動支援センター等の社会復帰施設に通所する方がバス、JRなどの公共交通機関を利用しなければならない場合、負担した交通費の一部を助成します。（当該事業の歳出予算の範囲内にて実施。）

※生活保護受給者、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受け公共交通機関の運賃割引を受けられる方、通所先等から交通費の支給がある方は助成対象外です。

※ 問合せ・手続先

- ・小樽市保健所保健総務課保健管理グループ  
(小樽市富岡1丁目5番12号 Tel22-3115 Fax22-1469)

(6) 航空運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、航空運賃が割引になります。割引運賃は、各航空会社及び路線で異なりますので、各航空会社や航空券販売窓口へお問い合わせください。

※ 手続

- ・航空券販売窓口对身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示して航空券を購入します。

(7) 有料道路通行料金割引

事前に登録をして身体障害者手帳等に証明を受けると、全国の有料道路株式会社、高速道路株式会社の有料道路通行料金が5割引になります。なお、登録できる自動車は1台です。

◆対象となる障がい者の範囲

- ・本人運転（ご本人が運転する場合）～身体障害者手帳の交付を受けているすべての方
- ・介護運転（本人運転を含み、介護者が運転する自動車に障がい者ご本人が同乗する場合）  
～身体障害者手帳又は療育手帳第1種の方

◆対象となる自動車の範囲

- ・本人、配偶者、父母、子、兄弟姉妹、同居の親族等が所有する自動車
  - ・介護運転が認められる場合で、上記の方が自動車を所有していないときは、本人を日常的に介護している方が所有する自動車
- いずれの場合も、事業用の車両、軽トラック、レンタカー等は対象となりません。

◆必要なもの

- ・身体障害者手帳又は療育手帳                      ・自動車の車検証
- ・本人運転のみに該当する場合（手帳第2種）は、障がい者本人の運転免許証
- ・ETCを利用する場合は、障がい者本人名義のETCカード、車載器セットアップ申込書・証明書などのETC車載器管理番号が記載されているもの

※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

(8) 駐車禁止除外指定車標章交付

- ・車両を所有していない方や運転免許証を持っていない方でも標章の交付が受けられます。
- ・タクシーや他の方の車両に乗車する場合にも標章が使用できます。
- ・指定の駐車禁止場所のみ除外となります。

(法定の駐車禁止場所、法定・指定の駐停車禁止場所、駐車の方法に従わない駐車や自動車の保管場所の確保等に関する法律に違反する駐車は除外になりません。)

障がいの区分	基準
視覚障がい	身体障害者手帳の1級から4級の1
聴覚障がい	身体障害者手帳の2級及び3級
平衡機能障がい	身体障害者手帳の3級から5級
上肢障がい	身体障害者手帳の1級から2級の2 (両上肢に著しい障害がある方)
下肢障がい	身体障害者手帳の1級から5級
体幹障がい	身体障害者手帳の1級から5級

障がいの区分	基 準
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	身体障害者手帳の上肢機能1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く) 身体障害者手帳の移動機能1級から5級
心臓機能障がい	身体障害者手帳の1級及び3級
じん臓機能障がい	身体障害者手帳の1級及び3級
呼吸器機能障がい	身体障害者手帳の1級及び3級
ぼうこう又は直腸の機能障がい	身体障害者手帳の1級及び3級
小腸機能障がい	身体障害者手帳の1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	身体障害者手帳の1級から3級
肝臓機能障がい	身体障害者手帳の1級から3級
戦傷病者	戦傷病者手帳 重度障がい者
知的障がい	療育手帳の重度(A)
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の1級
色素性乾皮症患者	小児慢性特定疾患児手帳交付者

※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽警察署交通第一課 (小樽市富岡1丁目7番1号 TEL 27-0110)

(9) フェリー運賃の割引

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は、フェリーの旅客運賃が割引になります。

割引率	対 象	内 容
本人・介護者共5割引 (当該障がい者1名につき介護者1名)	身体障害者手帳 第1種 療育手帳 A 精神障害者保健福祉手帳 1級	全船室割引になります。 精神障害者1級の方は介護者同伴が必須
本人のみ5割引	身体障害者手帳 第2種 療育手帳 B 精神障害者保健福祉手帳 2級、3級	ツーリストJ・ツーリストC・ツーリストB・ツーリストA・ツーリストSは割引になりません。

- ・ 乗船券購入時に手帳を提示してください。なお、**車両運賃は割引対象外**です。

※ 問合せ・手続先

- ・ 新日本海フェリー小樽本店 (小樽市築港7番2号 TEL 22-6191 Fax 22-6198)

## 9. 手 当 ・ 年 金 制 度

### (1) 障害児福祉手当

20歳未満の在宅重度障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする状態にある方に手当を支給します。（受給資格者、配偶者又は扶養義務者の所得により支給停止となる場合があります。）

#### 対象となる方（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第1の規定）

1. 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
  2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもので、（100デシベル以上）
  3. 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
  4. 両上肢のすべての指を欠くもの
  5. 両下肢の用を全く廃したもの
  6. 両大腿を2分の1以上失ったもの
  7. 体幹の機能に座していることができない程度の障がいを有するもの
  8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  9. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  10. 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

#### 手当を受けることができない方

次のいずれかにあてはまる方は、手当を受けることができません。それまで手当を受けていた方は、手当を受ける資格を失います。

1. 障がいを事由とする年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等）を受けることができる方（ただし、その全額につき支給が停止されているときを除く。）
2. 児童福祉法に規定する障がい児入所施設その他これに類する施設に入所している方
3. 20歳に到達したとき
4. 死亡したとき

※施設入所により資格喪失となるかどうかについては、次の表を参考にしてください。

区分	入所施設の種類
資格喪失となる施設	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、指定発達支援医療機関、療養介護を行う病院又は障害者支援施設、法令の規定に基づく命令（措置を含む。）により入院・入所した場合の病院又は診療所等
支給継続となる施設	宿泊型自立訓練施設、グループホーム、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童相談所一時保護施設、特別支援学校の寄宿舎等

#### 手当額及び支給方法

・月 額 14,850円

毎年、2月・5月・8月・11月の年4回、前3か月分をまとめて支給します。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

## (2) 特別障害者手当

20歳以上の在宅重度障がい者で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に手当を支給します。

### 対象となる方

1. 別表2の障がいが2つ以上ある方
2. 別表2の障がい1つと別表3の障がい2つ以上ある方
3. 上記と同程度以上の状態にある方は、単一の障がいでも手当の対象となる場合があります。  
(具体的には次のとおり)
  - ・別表2の3から5までのいずれか1つの障がいを有し、日常生活動作に著しい不自由のある方(日常生活動作評価表の点数が10点以上)
  - ・重度の内部障がい、その他の長期にわたる安静を必要とする疾患を有する方であって、絶対安静が必要な方(安静度表の1度に該当)
  - ・重度の精神障がいのため日常生活能力に著しい障がいのある方(日常生活能力判定表の点数が14点以上)

### 別表2(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第2の規定)

- 1 次に掲げる視覚障がい
  - ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
  - ・一方の眼の視力が0.04、他方の眼の視力が手動弁以下のもの
  - ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4(1の4)視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2(1の2)視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
  - ・自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用に弁することを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### 別表3(障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準第三-2-(1)の規定)

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの又は一方の眼の視力が0.08、他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能にきわめて著しい障がいを有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 1上肢の機能に著しい障がいを有するもの又は1上肢の全ての指を欠くもの若しくは1上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- 8 1下肢の機能を全廃したもの又は1下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの

- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障がい有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### 手当を受けることができない方

次のいずれかにあてはまる方は、手当を受けることができません。それまで手当を受けていた方は、手当を受ける資格を失います。

1. 障がい者支援施設（生活介護を行う施設）入所している方
2. 障害者支援施設（生活介護を行う施設）に類する施設で厚生労働省令で定める施設に入所している方
3. 病院又は診療所（介護療養型医療施設や介護老人保健施設を含む。）に継続して3か月を超えて入院するに至った方
4. 死亡したとき

※施設入所により資格喪失となるかどうかについては、次の表を参考にしてください。

区分	入所施設の種類
資格喪失となる施設	障害者入所施設（生活介護を行う施設）、療養介護を行う病院又は障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、病院・診療所・介護療養型医療施設・介護老人保健施設（3か月超入院）等
支給継続となる施設	短期入所、宿泊型自立訓練施設、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、小規模多機能型居宅介護事業所、婦人保護施設等

### 手当額及び支給方法

- ・月 額 27,300円

毎年、2月・5月・8月・11月の年4回、前3か月分をまとめて支給します。

### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel.32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

### (3) 特別障害給付金

かつて国民年金の加入が任意であったため加入をしておらず、障がい者となっても障害基礎年金等を受給していない方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月に創設されました。

#### 【受給するための条件】

- ①平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者年金（厚生年金、共済年金等）加入者および被用者年金受給者（受給資格を満たす者を含む）の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日のある傷病により、現在、障害基礎年金1級、2級に相当する障がいに該当している方

\*65歳の誕生日の前々日までに障がいに該当していることが必要です。

#### 【給付額】（令和4年4月から）

1級： 52,300円      2級： 41,840円

\*給付額は、前年の消費者物価指数の変動に合わせて毎年見直しされます。また、受給者の前年の所得や他の年金の受給により、支給が制限される場合があります。

## ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部保険年金課保険年金係（Tel 32-4111 内線292, 293 Fax 24-6168）

### （4）障害基礎年金・障害厚生年金・障害手当金（一時金）・年金生活者支援給付金

障害年金とは、主として現役世代（20歳～65歳）の方が、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。年金を請求して受給が決定した後は、障害の状態が変わらない限り受給できます。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師（以下、「医師等」といいます）の診療を受けたときには国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

#### ○障害基礎年金

##### 【受給要件】

障害年金は、①～③の条件のすべてに該当する方が受給できます。

①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間（老齢年金を繰り上げて受給している方を除きます。）

②障害認定日における障害の状態が、障害等級表に定める1級または2級に該当していること。

（障害認定日に障害の状態が軽くても、その後重くなったときは、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。）

③保険料の納付要件を満たしていること。

20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。

#### ●初診日とは

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日をいいます。

同一の病気やけがで病院を変更した場合は、一番初めの病院で診療を受けた日が初診日となります。

#### ●障害認定日とは

障害の状態を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがの初診日から1年6か月を過ぎた日、または1年6か月以内にその病気やけがが治った日（症状が固定した日）をいいます。

先天性の知的障害や初診日が18歳6ヶ月より前にある場合の障害認定日は、20歳の誕生日の前日です。

##### 【年金額】（令和4年4月から）

1級：972,250円 2級：777,800円

子の加算（18歳未満到達年度の末日までの子。障害のある子は20歳未満まで対象）

2人目まで223,800円 3人目から74,600円

#### ◇20歳前に初診日がある場合の請求について

受給要件①と②を満たしていて、初診日、障害認定日ともに20歳前なら「20歳の誕生日の前日」から、初診日が20歳前で障害認定日が20歳以降なら「障害認定日」から請求できます。

受給後は、受給者本人の所得により年金の支給が制限されることがあります。（所得制限）

#### ◇事後重症による請求

障害認定日には障がいの程度が軽くて、障害年金が支給されなかった人が、その後65歳に達する日の前日までの間に障がいが重くなり、国民年金法に定める障害等級表の2級以上に該当すれば、該当した日以後に障害基礎年金を請求できます。ただし、65歳の誕生日の前々日までに請求が必要で、老齢基礎年金の繰り上げ請求をした方は請求できません。年金は、請求月の翌月から支給されます。

◇既存の障がいの程度が重くなったとき（額改定請求）

障害基礎年金2級を受給している人で、既存の障がいの程度が重くなったときは、年金額の見直し請求（額改定請求）ができます。請求は原則、年金を受ける権利が発生した日又は障害の審査を受けた日から1年経過した日後ですが、平成26年4月以降は省令に定められた障がいの程度が増進したことが明らかである場合は1年を待たずに請求できます。

なお、障害厚生年金3級を受給中の人が額改定請求をする場合は、65歳の誕生日の前々日まで請求が必要です。

◇違う病気やけがで障がいの程度が重くなったとき（併合認定）

障害基礎年金2級を受給している人で、違う病気やけがにより障害等級表2級以上の新たな障がいが発生したときは、最初と後の障がいを併せて新たに障害基礎年金を請求することができます。請求できるのは、65歳の誕生日の前々日までです。

◇はじめて2級による請求

障害基礎年金に該当しない程度の障がい（障害等級表3級以下）に加え、別な病気やケガで新たな障がいが発生した場合、最初と後の障がいを併せて併合認定表の障害2級に該当し、かつ、後の障がい障害基礎年金の受給条件を満たしているときは、障害基礎年金を請求することができます。65歳以降も請求できますが、全ての障がいの診断書（65歳の誕生日の前日までの現症日のもの）が必要です。年金は請求月の翌月から支給されます。

○障害厚生年金・障害手当金（一時金）

【受給要件】

障害厚生年金は、①～③の条件すべてに該当する方が受給できます。また、障害手当金は、①、③、④の条件すべてに該当する方が受給できます。

- ①障害の原因となった病気やけがの初診日が、厚生年金保険の被保険者である間にあること。
- ②障害認定日における障害の状態が、障害等級表に定める1級から3級までに該当していること。
- ③保険料の納付要件を満たしていること。
- ④次の条件すべてに該当していること。
  - ・初診日から5年以内に治っている（症状が固定している）こと。
  - ・治った日における障害の状態が、障害厚生年金には該当しないが、厚生年金保険法施行令別表第2に掲げる障害の状態であること。

【年金額】（令和4年4月から）

- 1級 報酬比例の年金額 × 1.25 +（配偶者の加給年金額）223,800円
- 2級 報酬比例の年金額 +（配偶者の加給年金額）223,800円
- 3級 報酬比例の年金額（最低保証額 583,400円）

※報酬比例の年金額は、平均標準報酬額等や被保険者期間の月数により変わります。

金額の詳細は、小樽年金事務所（Tel 65-5003）へお問い合わせください。

※配偶者の加給年金額は、年金受給者に生計を維持されている65歳未満の配偶者がいる場合に加算されます。

【障害手当金（一時金）】（令和4年4月から）

報酬比例の年金額 × 2（最低保証額 1,166,800円）

## ○年金生活者支援給付金

年金生活者支援給付金は、消費税引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

障害基礎年金を受給している方で、前年所得が「4,721,000円+扶養親族の数×380,000円」以下の方は、障害年金生活者支援給付金が支給されます。

【障害年金生活者支援給付金】（令和4年4月から）

障害等級1級：月額 6,275円 障害等級2級：月額 5,020円

※障害基礎年金に関する問合せ・手続先

・小樽市福祉保険部保険年金課年金係（TEL 32-4111 内線292、293 Fax24-6168）

※障害厚生年金・障害手当金（一時金）・年金生活者支援給付金に関する問合せ・手続先

・小樽年金事務所（小樽市富岡1丁目9番6号 TEL 65-5003 Fax23-1189）

☆初診日時点で共済組合に加入していた方は、各共済組合へお問い合わせください。

## （5）特別児童扶養手当

精神又は身体に法律で定める程度の障がいのある20歳未満の児童を監護又は養育している方に支給されます。（所得制限があります。）

対象となる児童の障がい（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3の規定）

### 1級に相当するもの

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 次に掲げる視覚障がい<ul style="list-style-type: none"><li>・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの</li><li>・一方の眼の視力が0.04、他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li><li>・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4（1の4）視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2（1の2）視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの</li><li>・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの</li></ul></li><li>2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの</li><li>3 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの</li><li>4 両上肢の全ての指を欠くもの</li><li>5 両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの</li><li>6 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの</li><li>7 両下肢を足関節以上で欠くもの</li><li>8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの</li><li>9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの</li><li>10 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li><li>11 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの</li></ol> |
|---|

### 2級に相当するもの

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>1 次に掲げる視覚障がい<ul style="list-style-type: none"><li>・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの</li><li>・一方の眼の視力が0.08、他方の眼の視力が手動弁以下のもの</li><li>・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4（1の4）視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2（1の2）視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの</li><li>・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの</li></ul></li></ol> |
|---|

- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
  - 3 平衡機能に著しい障がいをもつもの
  - 4 そしゃくの機能を欠くもの
  - 5 音声又は言語機能に著しい障がいをもつもの
  - 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
  - 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをもつもの
  - 8 1上肢の機能に著しい障がいをもつもの
  - 9 1上肢の全ての指を欠くもの
  - 10 1上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
  - 11 両下肢の全ての指を欠くもの
  - 12 1下肢の機能に著しい障がいをもつもの
  - 13 1下肢を足関節以上で欠くもの
  - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
  - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
  - 16 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - 17 身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する

### 手当を受けないことができる方

次のいずれかにあてはまる方は、手当を受けないことができます。それまで手当を受けていた方は、手当を受けない資格を失います。

1. 受給資格者（請求者）や対象児童が、日本国内に住所を有しないとき
2. 対象児童が、障がいをもつ事由とする年金等（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等）を受けないことができるとき（ただし、その全額につき支給が停止されているときを除く。）
3. 対象児童が、児童福祉施設等に入所しているとき
4. 20歳に到達したとき
5. 死亡したとき

※施設入所により資格喪失となるかどうかについては、次の表を参考にしてください。

区分	入所施設の種類の種類
資格喪失となる施設	障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、指定発達支援医療機関、療養介護を行う病院又は障害者支援施設、児童相談所一時保護施設（長期の場合）等
支給継続となる施設	母子生活支援施設、児童相談所一時保護施設（短期の場合）、特別支援学校の寄宿舎、グループホーム（監護の実態を具体的に確認させていただき判断します。）等

### 手当額及び支給方法

- ・1級・・・月額52,400円
- ・2級・・・月額34,900円

毎年、4月・8月・11月の年3回、4か月分をまとめて支給します。

\*上記月額区分の障害等級は、特別児童扶養手当独自のものです。身体障害者手帳や療育手帳等の障害等級とは必ずしも一致しませんので、詳しくはお問い合わせください。

### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市こども未来部こども福祉課給付係（Tel 32-4111 内線314 Fax 31-7031）

## (6) 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者（児）の保護者が加入して一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度の障がい者になった場合、心身障がい者（児）に対して年金が支給されます。

### ◆加入できる方

身体障害者手帳1級～3級までの身体障がい者又は知的障がい者（児）の保護者などで、北海道（札幌市を除く）に住所があり、4月1日現在65歳未満の特別な疾病や障がいを有しない方(障がいのある方1人に対して、加入できる保護者は1人です。)

### ◆支 給 額

①加入者が死亡あるいは重度の障がい者になった時に、年金として1口月額2万円が支払われます。（2口まで加入できます。）

②心身障がい者（児）が死亡した時は、弔慰金（一時金）が支払われます。

### ※ 問合せ・手続先

- ・ 後志総合振興局保健環境部社会福祉課（Tel 0136-23-1938）  
〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎

## 10. 貸付け等の制度

### (1) 生活福祉資金の貸付け

他の貸付制度を利用できない障がい者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談・支援により、在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を目指すことを目的とした制度です。

小樽市社会福祉協議会が相談窓口となり、北海道社会福祉協議会が貸付けを行います。

		貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
福祉費	生業経費	460万円	6か月以内	20年以内	連帯保証人あり 無利子  連帯保証人なし 年1.5%
	技能習得経費 <small>※習得期間により限度額が変わります</small>	例) 習得期間6か月のとき 130万円	6か月以内	8年以内	
	住宅の増築、改築、 補修等に必要経費	250万円	6か月以内	7年以内	
	福祉用具等の購入経費	170万円	6か月以内	8年以内	
	障がい者用自動車 の購入経費	250万円	6か月以内	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる 国民年金保険料の追納経 費	513,6万円	6か月以内	10年以内	
	療養・介護関係経費	170万円	6か月以内	5年以内	
	災害援護経費	150万円	6か月以内	7年以内	
	冠婚葬祭経費	50万円	6か月以内	3年以内	
	移転設備費	50万円	6か月以内	3年以内	
	就職・技能習得支度関係費	50万円	6か月以内	3年以内	
	日常生活上一時的に必要な経費	50万円	6か月以内	3年以内	
緊急小口資金	10万円	2か月以内	12か月以内	無利子	

生活福祉資金には上記のほか、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金等の貸付制度があります。申込につきましては、掲載している内容以外にも貸付条件等がありますので、小樽市社会福祉協議会にお問い合わせください。

#### ☆ 貸付制度の基本要件 ☆

- ① 世帯単位の貸付けであり、原則として「世帯主」が借入申込者となります。
- ② 借入相談から申込み、貸付け、償還中において、民生委員の相談援助活動が前提となっております。
- ③ 他の公的貸付制度等の貸付けを受けることが可能な場合には、他制度が優先となります。
- ④ 既に購入、発注及び支払済みの経費は、貸付対象外となります。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽市社会福祉協議会  
(小樽市富岡1丁目5番10号 小樽市総合福祉センター4階 TEL 32-5631 Fax 32-5641)

### (2) 緊急生活救援資金の貸付け

所定の条件を備える小樽市民で、やむを得ない不時の緊急出費に困窮する世帯を救援するため、小樽市社会福祉協議会がお貸しする制度です。

- ・ 貸付限度額 5万円 ・ 貸付利子 無利子 ・ 償還回数 1～10回
- ・ 連帯保証人 (10,000円以下の貸付けは、不要)

#### ※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽市社会福祉協議会  
(小樽市富岡1丁目5番10号 小樽市総合福祉センター4階 TEL 32-5631 Fax 32-5641)

### (3) 生活困窮者自立支援資金の貸付け

小樽市の生活困窮者自立支援事業（担当窓口：小樽市生活サポートセンター、略称たるさぼ）で支援の申込みをした方で、経済的自立のための援助が必要な世帯を救援することを目的とした制度です。

小樽市生活サポートセンター（たるさぼ）が相談窓口となり、小樽市社会福祉協議会が貸付けを行います。

・貸付限度額 10万円 ・貸付利子 無利子 ・償還回数 1～20回（金額により2ヶ月の償還猶予あり） ・連帯保証人 1名（30,000円以下の貸付けは不要）

#### ※ 問合せ・手続先

・小樽市生活サポートセンター（Tel 33-1124、33-1128）

### (4) バリアフリー等住宅改造資金の貸付け

高齢者本人、身体・知的障がい者本人又は同居している方が住宅を改造する場合に、必要な資金の融資をあっせんする制度です。

#### ◎ 小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度（令和4年度）

◆融資対象者（下記①から⑥の要件に全て該当する方）

①小樽市内に住所を有し、次の1）から3）のいずれかに該当する方

- 1) 改造工事を行う住宅に居住している方
- 2) 上記1) の方の配偶者
- 3) 上記1) 及び2) に掲げる方の3親等内の親族

ただし、対象工事のうち、バリアフリー改造工事にあっては、改造する住宅に次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する方が居住していなければ融資対象になりません。

- (ア) 年齢が55歳以上の方
- (イ) 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
- (ウ) 上記(ア) 及び(イ) に掲げる方の他、市長が特に認める方

②前年の所得金額が、1,200万円（給与収入で1,395万円）以下であること

（ただし、譲渡所得、一時所得、年金収入を除く雑所得、退職所得、山林所得を除く）

③融資申込み時の年齢が20歳以上で、資金完済時の年齢が75歳（一部の取扱金融機関は70歳）未満であること

④償還能力を有すると認められること

⑤市税を滞納していないこと

⑥「小樽市住宅エコリフォーム助成制度」を利用していないこと

◆ 対象となる増改築や改修の例（下記1と2の両工事が対象となります。）

#### 1. バリアフリー改造工事

- 1) 専用居室等の増改築工事（例：専用居室、居間、浴室など）
- 2) バリアフリー化改造工事（例：床段差の解消、階段等の手すりの設置など）
- 3) 高齢者、障がい者等対応設備工事（例：ホームエレベータ、天井付移動用リフト、階段昇降機設置など）

## 2. リフォーム全般工事

- 1) 無落雪対策工事（例：落雪屋根から無落雪屋根への改造、落雪防護柵やルーフヒーティングの設置など）
- 2) 耐震補強工事（例：壁の補強、柱や土台の改善、屋根の軽量化など）
- 3) 上記1)と2)に類する工事以外の住宅の改造工事全般  
（例：屋根の葺き替え、外壁の塗り替え、LED照明器具や断熱サッシの省エネ改修工事、住宅の増改築など）

※ 工事は、小樽市内の住宅にかかるもので、未着工のものに限ります。

※ 居住性を向上する目的で行う工事（バリアフリー改造工事にあつては、高齢者、障がい者などがその障がい等のために必要とするもの）が対象です。

※ 新築、全面改築や外構工事並びに施工業者による工事の伴わない設備購入費は対象になりません。

※ アパートや店舗などで、営業のために必要な工事は対象になりません。

※ 工事後に建築基準法に適合しない住宅は対象になりません。

※ 工事の設計・施工業者は、市内に本店又は支店等がある業者又は小樽市内に在住の個人業者に限定します。

### § 融資限度額 工事の対象住宅1戸当たりの限度額

1) バリアフリー改造工事	……………	200万円
2) リフォーム全般工事	……………	200万円
3) 1) + 2) の合計金額限度額		無担保融資……………200万円 有担保融資……………400万円

※ただし、融資額は工事見積額を限度とし、万単位の額とします。（1万円未満切り捨て）

§ 利率 無利子

§ 償還期間 無担保融資 7年以内  
有担保融資 15年以内

§ 償還方法 元金均等毎月償還

§ 不動産担保 取扱金融機関の定めるところによります。

及び保証措置 （工事を行った建物、土地に抵当権の設定が必要な場合があります。また、保証人又は保証会社の保証を求められることがあります。）

§ その他 抵当権の設定に係る費用、保証会社利用による保証料、その他の諸費用が発生した場合は、自己負担となります。

このほかに取扱金融機関の内部規定が適用される場合があります。

§ 申込受付期間 令和4年4月から申込み順に受付し、融資予定額になり次第、締め切ります。

§ 取扱金融機関 北洋銀行、北海道銀行、北陸銀行、北海道信用金庫、北海道労働金庫の市内にある本店及び支店

§ 融資の申込み 取扱金融機関において受付し、審査の上、融資を決定しますが、小樽市からのあっせんが必要なため、事前に市建築住宅課へ必要な書類を添えて、あっせん申請の手続きをしてください。

- § 工事内容の確認 取扱金融機関の融資決定前に工事に着手することはできません。  
工事の着工前に市が現地を確認し、完了後には「工事完了届出書」を提出していただき、現地審査を行います。
- § 融資の時期 現地審査後、市から取扱金融機関に対し「工事完了確認通知書」を送付します。その後、取扱金融機関で必要な手続きを取り次第、融資の実行となります。  
ただし、令和5年3月末日までに工事を完了し、かつ、融資を受ける必要がありますので、工事完了を3月に予定されている方はご注意ください。

※ 問合せ・手続先

- 小樽市建設部建築住宅課

(小樽市花園5丁目10番1号 TEL32-4111 内線7354 Fax32-3963)

必要書類… 住民票・工事見積書・所得証明書・納税証明書・不動産登記簿謄本・工事関係書  
・その他市長が必要と認める書類など

## 11. 外出・社会参加への支援

### (1) 重度身体障害者移動支援事業（リフトカー）

市内に居住し、身体障害者手帳の交付を受けている重度身体障がい者等の方で、日常生活において車いすを使用している方のために「リフトカー」による運行送迎サービスを実施しています。（※必ず介助者が同乗してください。）

- ① 利用時間 午前9時から午後9時まで
  - ② 利用対象 買い物、レクリエーション、通院、各種講座、講演会参加など
  - ③ 利用地域 小樽市内及び近隣市町村（概ね片道40kmの範囲）
  - ④ 申込期間 利用予定日の1か月前から5日前（土・日曜日、祝日及び年末年始に当たるときはその前日）までの午前8時50分から午後5時20分まで（土・日・祝・年末年始を除く。）
  - ⑤ 申込方法 電話で仮予約の上、利用申込書を提出してください。  
（FAXでの提出も可能です。）
    - 毎年度、利用登録が必要です。
    - 利用距離に応じて燃料費実費相当額がかかります。
    - 利用者の都合で、高速道路・駐車場を利用した時の料金は利用者負担になります。
- ・ 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

### (2) 自動車改造費補助事業

市内に居住し重度（障がい程度が1・2級）の肢体不自由者で、本人が所有し、自ら運転する自動車の改造をすることにより社会参加の促進を図られる方（ただし、特別障害者手当の所得制限額以下の方で通勤などのために利用する方）に、その費用の一部（限度額10万円）を補助する制度です。補助を受けようとする方は、事前にお問い合わせください。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

#### ※ 『申請手続』 身体障害者手帳・印鑑・見積書・運転免許証・所得証明書・車検証

### (3) 自動車運転免許取得費補助事業

障がい程度が4級以上の身体障害者手帳の交付を受け小樽市に居住地を有する方で、第1種運転免許の取得により自立更生が期待される方に、運転免許取得に要する費用の一部（限度額10万円）を補助する制度です。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

#### ※ 『申請手続』 補助を受けようとする方は、教習所に受講を申し込む前に身体障害者手帳・講習金額がわかるもの（料金表、見積書など）・印鑑をお持ちの上申請してください。

### (4) 車いすの貸出し

一時的に車いすを必要とする方に、2週間を上限に車いすの貸出しを行います。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

#### ※ 『申請手続』 運転免許証など身分を証明するもの

## (5) 中途視覚障がい者指導訓練事業

15歳以上の中途視覚障がい者に対して入所（期間概ね3週間）による歩行訓練、生活動作訓練、コミュニケーション訓練等の訓練機会を提供し、その生活自立を促進する事業です。

### ※ 問合せ

- ・ 公益財団法人 北海道盲導犬協会  
(札幌市南区南30条西8丁目1番1号 TEL 011-582-8222 Fax 011-582-7715)
- ・ 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ (TEL32-4111 内線303,444 Fax22-6915)

## (6) 盲導犬の貸与

障がいの程度が2級以上の視覚障がい者の行動範囲を拡大し、社会復帰及び自立更生を促進するために、盲導犬を貸与する制度です。

### ※ 問合せ

- ・ 公益財団法人 北海道盲導犬協会  
(札幌市南区南30条西8丁目1番1号 TEL 011-582-8222 Fax 011-582-7715)
- ・ 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ (TEL32-4111 内線303,444 Fax22-6915)

## 身体障害者補助犬をご存じですか？

補助犬とは、目や耳、手足に障がいのある方をサポートする、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。補助犬はペットではなく、障害のある方が自立と社会参加をするための大切なパートナーです。

- ・ 身体障害者補助犬法に基づいて認定された特別な訓練を受けています。
- ・ ユーザーは補助犬の衛生・行動管理をしっかり行って、社会のマナーを守り清潔にしています。
- ・ ユーザーが補助犬を同伴して施設等をりようする際には、いつでも補助犬であることを示せるように、犬種、認定番号、認定年月日等を表示しています。

### もっと知ってほじょ犬



目や耳、手足に障害のある方をサポートする「ほじょ犬」は、社会参加に欠かせない大切なパートナーです。障害のある方が日々の暮らしをよりよく過ごせるような社会の実現を目指しています。皆様のご支援とご協力のほど、どうぞよろしくお願い致します。

(厚生労働省HP等から抜粋)

## (7) ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは外見からは障がいがあることが分からない方が、配慮や援助を得やすくするマークです。また、ヘルプカードは障がいのある方が災害時や緊急時など、周囲に手助けを求めたい時に提示するカードです。

### ※ヘルプマーク配布場所

- ・ 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ (TEL 32-4111 内線303,444 Fax 22-6915)
- ・ 小樽市保健所保健総務課 (小樽市富岡1丁目5番12号 TEL 22-3115 Fax 22-1469)
- ・ 駅前サービスセンター (小樽市稲穂2丁目22番10号 TEL 22-7535 Fax 33-9502)
- ・ 銭函サービスセンター (小樽市見晴町3番26号 TEL 62-2017 Fax 62-3976)
- ・ 塩谷サービスセンター (小樽市塩谷1丁目18番7号 TEL 26-1500 Fax 26-4197)
- ・ 身体障害者福祉センター (小樽市稲穂4丁目1番2号 TEL 23-4570 Fax 23-4571)
- ・ 小樽市子ども発達支援センター (小樽市緑3丁目4番1号 TEL27-6100 Fax27-6103)

※ヘルプカードは、小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループで配布するほか、小樽市ホームページから印刷することもできます。(https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2020111100329/)



## 12. その他の福祉制度

### (1) NHK放送受信料の免除

障がい者（児）のいる世帯は、NHK放送受信料が免除される場合があります。NHK放送局へ免除申請する前に、免除基準に該当する証明が必要となります。

区分	対象となる条件（関係分のみ）
全額免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯であって、世帯構成員全員について市町村民税が非課税の場合</li> <li>・療育手帳をお持ちの方や児童相談所などから知的障がいと判定された方がいる世帯であって、世帯構成員全員について市町村民税が非課税の場合</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯であって、世帯構成員全員について市町村民税が非課税の場合</li> </ul>
半額免除	世帯主本人が次のいずれかに該当し、放送受信契約者である場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚又は聴覚障がい者で、身体障害者手帳の交付を受けていること</li> <li>・重度（総合等級1・2級）の身体障害者手帳の交付を受けていること</li> <li>・知的障がい者で重度（A判定）の療育手帳の交付を受けていること 又は児童相談所などから重度（A判定）相当と判定されていること</li> <li>・重度（1級）の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること</li> </ul>

#### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel.32-4111 内線303,444 Fax22-6915）
- ・小樽市保健所保健総務課保健管理グループ（Tel.22-3115(直通) Fax 22-1469）  
（精神障害者手帳関係分のみ）

#### ※ 『申請手続』 身体障害者手帳、療育手帳、及び精神障害者保健福祉手帳のいずれか ・印鑑

（最近市外から転入された方などは、市町村民税非課税証明書が必要な場合があります。）

### (2) ふれあい案内（無料番号案内）

電話帳利用が困難な視覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方、聴覚障がい、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」を提供しています。

ご利用には事前に登録が必要です。

#### 〔対象者〕

##### ■身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方

- ① 視覚障がい 1～6級
- ② 肢体不自由(上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)1・2級
- ③ 聴覚障がい 2級、3級、4級、6級
- ④ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3級、4級

##### ■戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいがある方

- ① 視力の障がい 特別項症～第6項症
- ② 上肢の障がい 特別項症～第2項症
- ③ 聴覚障がい 第2項症、第4項症
- ④ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1項症、第2項症、第4項症

##### ■療育手帳をお持ちの方

（愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります。）

##### ■精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

#### 〔事前登録方法〕

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお手元にご用意のうえ、フリーダイヤルでお問い合わせください。

[ご利用方法]

104番をご利用される際は、最初に「ふれあい案内」とお申し出いただき、お届けいただいている登録電話番号と暗証番号をオペレータに教えてください。オペレータはお申し出内容を確認のうえ、無料でご案内します。公衆電話からご利用の場合も同様です。

※ 問合せ・手続先

- ・ NTT東日本 ふれあい案内事務局 電話番号 0120-104174  
FAX番号 0120-104134

(午前9時～午後5時 土曜、日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)を除く)

FAXによるお問合せの注意事項

- ・ FAXでお申込書、障害者手帳等は送付いただいても受付できません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- ・ 返信はFAXでいたしますので、FAXを受信できる方のみのお問い合わせとさせていただきます。

(3) 携帯電話基本使用料等の割引

各携帯電話会社の携帯電話の基本使用料が割引になります。

※ 対象者 「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けている方

※ 問合せ 各社へお問合せ願います。

(4) 水道料金・下水道使用料の減免

- ① 世帯主が障害年金を受給している世帯又は世帯主である妻が障害年金を受給している夫を扶養する世帯(過去に障害年金を受給したことがある場合も対象となる場合があります。)
- ② 世帯に属する方の障害年金を除く所得の合計が360万4千円(ただし、本人以外の世帯員が1人増えるごとに38万円を加算した額とする。)を超えない世帯。

※ ①・②いずれも該当する世帯は水道料金・下水道使用料が減額されます(ただし、一つの給水装置を複数の世帯で使用し、世帯ごとの使用水量が計量できない世帯を除く。)

※減額後の料金は、水道料金は基本料金と超過料金の合計額の4分の3、下水道使用料は基本使用料と超過使用料の合計額の4分の3になります。

※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽市水道局料金センター(Tel 32-4111 内線567 Fax 33-6730)
- ・ 小樽市福祉保険部福祉総合相談室自立支援グループ(Tel 32-4111 内線576)
- ・ 駅前サービスセンター(小樽市稲穂2丁目22番10号 Tel 22-7535 Fax 33-9502)
- ・ 銭函サービスセンター(小樽市見晴町3番26号 Tel 62-2017 Fax 62-3976)
- ・ 塩谷サービスセンター(小樽市塩谷1丁目18番7号 Tel 26-1500 Fax 26-4197)

※ 『申請手続』 障害年金証書 印鑑

(5) し尿処理手数料の減額

- ① 世帯主が障害年金を受給している世帯
- ② 妻が世帯主で障害年金を受給している夫を扶養している世帯

※ ①か②のいずれかに該当する世帯は、し尿処理手数料が減額されます。

ただし、上記の世帯でも対象とならない場合(配偶者以外の成人(重度心身障害者医療費受給者証を交付されている、又は児童扶養手当を受給している方、及びその子は除きます。)が同居している世帯あるいは共同便槽を利用している世帯)がありますので、詳しくは、お問合せください。

※ 問合せ・手続先

- ・ 小樽市生活環境部管理課業務係(Tel 32-4111 内線464 Fax 32-5032)
- ・ 小樽市福祉保険部福祉相談室自立支援グループ(Tel 32-4111 内線576)
- ・ 市内各サービスセンター(電話番号は上記水道料金の問合せ先をご参照ください。)

※ 『申請手続』 障害年金証書

## (6) 録音図書・点字図書の貸出し

視覚障がい、発達障がい、肢体不自由などの障がいによって読書が困難な方へ、録音図書や点字図書を貸し出します。

### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市点字図書館（小樽市富岡1丁目5番10号 TEL 25-7401）

## (7) 特定目的住宅への入居

身体障害者手帳（1～4級）を有する方又は重度・中度の知的障がい・精神障がいを有する方がいる世帯で、住宅に困っている方は、特定目的住宅の入居申請ができます。

常時車いすでの生活をされる方は、車いす対応住宅への申請が可能です。（常時介護を必要とする場合は、介護者がいることが条件となります。）間取りにより最低入居人数が定められておりますので、詳しくはお問い合わせください。

### ※ 問合せ・手続先

- ・市営住宅管理事務所（小樽市緑1丁目1番1号 TEL 32-5660 Fax 32-5680）

## (8) 訪問入浴サービス事業

在宅の身体障がい者・児で、他の制度や介助者による介助でも入浴が困難と認められる方に訪問による入浴サービスを行います。

### ○利用できる事業所

事業所名	連絡先
三井ヘルスサービス株式会社	札幌市豊平区平岸2条3丁目6番13号 TEL 011-814-4016 FAX 011-823-4580
アースサポート株式会社	札幌市北区北25条西6丁目3番23号 TEL 011-700-3366 FAX 011-700-1188

### ※ 負担額

原則1割負担となりますが、低所得（市町村民税非課税）世帯の方などは無料となります。

### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（TEL32-4111 内線303,444 Fax22-6915）

## (9) 福祉除雪サービス事業・屋根雪下ろし助成事業

生活路の確保や窓周辺の除雪をする「福祉除雪サービス事業」と屋根の雪下ろし費用の一部を助成する「屋根雪下ろし助成事業」があります。

なお、各事業の対象となる世帯の条件や具体的な実施方法につきましては、下記事務局までお問い合わせください。

### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市社会福祉協議会（小樽市富岡1丁目5番10号 TEL 23-7847 Fax 32-5641）

## (10) 理美容サービス事業

在宅で寝たきりの身体障がい者の方に、理容師又は美容師が居宅を訪問する理美容サービスの利用を助成します（4月～翌年3月で6回（※）、1回につき2,000円を助成）。

申請に際しては、調査員が身体状況の調査に伺う場合があります。

（※）申請月で異なります。

【利用料金】 1回 1,500円（助成券割引後の額）

### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室福祉総務グループ（TEL32-4111 内線412 Fax22-6915）

### (11) 電話リレーサービス

電話リレーサービスとは、聴覚障害者、難聴者、発話困難の方と健聴者の方の電話を手話又は文字と音声を通訳することにより、電話で24時間・365日、つながることができるサービスです。事前登録が必要で通話料がかかります。詳しくは、電話リレーサービスのホームページをご覧ください。

WEB <https://nftrs.or.jp>

#### ※ 問合せ・手続先

- ・一般財団法人日本財団リレーサービス (Tel03-6275-0912 Fax03-6275-0913)

### (12) ふれあい収集

高齢、病気、障がいなどの理由により、ごみステーションに家庭ごみを出せない世帯について、個別にごみを収集するとともに声かけを行い、世帯とのふれあいを図ることを目的としたものです。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市生活環境部清掃事業所 (Tel22-3854 Fax22-8141)

### (13) ストーマ用装具の避難所保管

小樽市では災害時に備えてストーマ用装具をあらかじめ避難所に保管し、災害時にお渡しすることができます。

#### 保管避難所

- ・小樽市民センター（マリンホール）
- ・いなきたコミュニティセンター
- ・銭函市民センター
- ・塩谷サービスセンター

※保管を希望する方はストーマ用装具（最長一週間分）を袋に入れて名前を書き、障害福祉グループで、申請書を記入して申し込んでください。保管期間は1年ですが、更新手続きをすれば1年延長することができます。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ (Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915)

### (14) 遠隔手話サービス

聴覚に障がいをお持ちの方がご自身のスマートフォンやパソコンでZoomのテレビ電話機能を活用して、市の専任手話通訳者と手話会話ができるサービスです。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ (Tel32-4111 内線303,444 Fax22-6915)

### (15) メール119、ファクス119

携帯電話やパソコンから電子メールによる119番通報（火災・救助・救急などの緊急通報）と固定電話からファクスで119番通報できるシステムです。小樽市にお住まいか、通勤、通学している聴覚・言語機能に障がいのある方が対象です。ご利用には事前登録が必要ですので、下記までお問合せください。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市消防本部警防課 (Tel32-4111 内線594 Fax22-5345)

### (16) Net（ネット）119

音声の聴き取りや発語が難しいため、電話で通報することが困難な方を対象にした緊急通報システムで、スマートフォン等を使い簡単な操作で119番通報を行うことができます。ご利用には事前登録が必要ですので、下記までお問合せください。

#### ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市消防本部警防課 (Tel32-4111 内線594 Fax22-5345)

### 13. 障害福祉サービス

在宅で訪問を受けたり、通所して利用するサービスと、施設に入所して利用するサービスがあります。入所施設でのサービスは24時間を通じた施設の生活から、地域と交わる暮らしへ転換するため「日中活動系サービス」と「居住系サービス」に分けられました。なお、介護保険の被保険者である65歳以上の方（40歳から65歳未満の方で特定疾病（※）に指定されている方を含む）については、介護保険の要介護認定に基づくサービスの利用が優先します。

（※）特定疾病とは 加齢と関係ある疾病で要支援、要介護状態になる可能性が高い下記の16疾病が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症 ●多系統萎縮症 ●早老症 ●進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ●後縦靭帯骨化症 ●初老期における認知症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ●閉塞性動脈硬化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症 ●脊髄小脳変性症 ●関節リウマチ ●慢性閉塞性肺疾患
- 脊柱管狭窄症 ●脳血管疾患 ●両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（末期がん）

#### （1）障害福祉サービスの利用方法

① 相談	市や相談支援事業所又は障害児相談支援事業所に相談します。障害福祉サービスの利用を希望する方は、市の1番窓口で申請します。（相談は無料です。）
------	--

#### ○ 相談支援事業所及び障害児相談支援事業所

①	さぽーとひろば 花園2丁目6番7号 プラムビル3階 Tel31-3636 Fax24-2455	児者
②	やすらぎ 長橋3丁目10番36号 Tel29-3178 Fax29-3170	児者
③	四ツ葉 桜3丁目10番1号 Tel 54-7404 Fax54-7428	児者
④	ぜにばこ 見晴町12番4号 Tel61-5311 Fax61-1705	児者
⑤	あおば 天神2丁目18番3号 Tel27-4722 Fax33-1131	児者
⑥	相談室かるく 花園4丁目7番5号 Tel64-7061 Fax64-7063	者
⑦	相談室オーヴ 勝納町9番115号ハーバーライトビュー201号室 Tel64-1525 Fax64-1526	児者
⑧	小樽市こども発達支援センター 緑3丁目4番1号 Tel27-6100 Fax27-6103 ◎未就学児を主な対象としています。	児者
⑨	さくら学園 桜2丁目11番16号 Tel54-7752 Fax54-7752 ◎未就学児を主な対象としています。	児
⑩	居宅介護支援若葉 住ノ江1丁目8番11号 Tel64-1102 Fax64-1145	児者
⑪	相談支援シャノアール 稲穂4丁目8番19号 Tel31-5252 Fax31-5227	児者
⑫	相談支援事業所・結 手宮1丁目5番28号 Tel21-5500 Fax61-7388	児者
⑬	合同会社じつはら社会福祉士事務所 山田町1番236号 Tel61-1136 Fax61-1136 朝日プラザハーバービュー小樽606号	児者
⑭	合同会社レインポー相談支援事業所 長橋3丁目14番24号 Tel65-7185 Fax65-7147	児者
⑮	指定居宅介護支援事業所 はまなす 築港11番5号 Tel24-3133 Fax24-3134	児者

※行末の「児」は障害児相談支援事業所（18歳未満の障がい児対象）、「者」は相談支援事業所（18歳以上の障がい者対象）を表しています。

**\*相談支援事業所（障害児相談支援事業所）** 障害福祉サービスの申請前の相談や申請するときの支援、サービス利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。

② 申請・調査	支給の申請を行うと、現在の生活や障がいの状況について調査員が伺い、調査します。
③ 審査・判定	調査結果と医師の意見書をもとに審査会で判定し、どのくらいの障害サービスが必要な状態か障害支援区分（非該当、1～6）が決められます。
④ 認定・通知	障害支援区分、申請者の意向や相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案により障害福祉サービスの支給量などが決まり、支給決定通知がされ、受給者証が交付されます。
⑤事業者と契約	サービスを提供する事業者を選択し、利用に関する契約をします。
⑥サービス利用	障害福祉サービスの利用を開始します。

\* 訓練等給付申請のみの場合は、「③審査・判定」は行いません。

## （２）訪問系サービス

在宅でヘルパーの訪問を受けたり、外出時の同行等を行うサービスです。

介護給付は、障害支援区分により使えるサービスが決まります。

種類	サービスの名称	内 容	必要な区分
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅にホームヘルパーがきて入浴や排せつ、食事などの介助や家事援助などを行います。	1～6
	重度訪問介護	重度の身体障がいがあり、常に介護が必要な人に、入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動を支援します。	4～6
	同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行し代筆・代読など必要な援助を行います。	なし
	行動援護	知的や精神の障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時に同行し、必要な介助を行います。	3～6
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人のうち、介護が必要な程度が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的にを行います。	6
	短期入所（ショートステイ）	家族などが、入院などにより一時的に障がい児・者の介護ができないとき、施設の利用ができます。	1～6
訓練等給付	就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う生活面、就業面の課題が生じている方に、就労の継続を図るため企業や自宅への訪問を行い、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行います。	なし
	自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定の期間にわたり、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援を行います。	なし

### (3) 日中活動系サービス

主に、障がい者支援施設等に通所して、昼間の活動を支援するサービスを行います。

種類	サービスの名称	内 容	必要な区分
介護給付	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。	5～6
	生活介護	常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。 (※50歳以上の通所は障害支援区分2以上、入所は区分3以上が必要です。)	通所 3～6 入所 4～6
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練（機能訓練、生活訓練）を行います。	なし
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。	なし
	就労継続支援A型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。	なし
	就労継続支援B型	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。	なし

### (4) 居住系サービス

入所施設などで住まいの場のサービスを行います。

種類	サービスの名称	内 容	必要な区分
給付 介護	施設入所支援	施設入所者に、主に夜間に入浴や排せつ、食事の介護などをします。(※50歳以上は障害支援区分3以上が必要)	4～6
給付 訓練等	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営む人に、住居における相談や日常生活の援助をします。(小樽市では知的障がい、精神障がいの人が主な対象)	なし

### (5) 児童の通所サービス

障がいのある未就学の児童や学校通学中の児童に対し支援を行います。

種類	サービスの名称	内 容	必要な区分
障害児通所給付	児童発達支援	障がいのある未就学児に日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行います。	なし
	放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続します。	なし
	居宅訪問型児童発達支援	重度心身障害児等の重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。	なし
	保育所等訪問支援	専門職員が保育所や幼稚園、小学校などを訪問し、障がい児やスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。	なし

## (6) 費用負担・申請先

障害福祉サービスを利用した場合、原則としてサービス利用にかかる総費用の1割を負担していただきます。ただし、世帯の市民税課税状況に応じて負担上限額が定められています。

市民税課税状況		負担上限月額
生活保護受給世帯		0円
市民税非課税世帯		0円
市民税 課税世帯	所得割16万円未満（18歳未満は28万円未満）	9,300円（18歳未満4,600円）
	上記以外	37,200円

※在宅で生活の場合

## ☆補足給付について

下記の費用については原則として全額自己負担ですが、一定の条件にあてはまれば費用が軽減されます。

利用するサービス	軽減される費用
・施設入所支援	食費、光熱水費
・共同生活援助（グループホーム）	家賃

## ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel 32-4111 内線302 Fax 22-6915）  
（精神障がいのある方）
- ・小樽市保健所保健総務課保健管理グループ（Tel 22-3115 Fax 22-1469）

## ※ 申請手続

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証・診断書など
- ②印鑑
- ③1月1日現在小樽市民でなかった方→世帯全員の住民票、利用者の属する世帯全員の令和4年度（令和3年分）の市町村民税課税（非課税）証明書又は写し
- ④利用者の属する世帯全員の令和3年分の障害年金、遺族年金等の年金額がわかるもの→年金改定通知書、年金振込通知書、年金振込通帳など
- ⑤特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当等の受給状況がわかるもの→支払通知書、認定通知書、手当振込通帳など
- ⑥生活保護を受けている方は生活保護受給証明書

## (7) 小樽市児童発達支援利用者負担額補助事業

心身に障がいの疑いがある児童や障がい児等の健全な発達を促すため、児童発達支援における利用者負担額を補助し、児童発達支援による障がいの早期発見及び早期療育の普及を図ることを目的とします。

当該補助金の請求及び受領については、児童発達支援事業所に委任することができます。

## ※ 問合せ・手続先

- ・小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ（Tel 32-4111 内線302 Fax 22-6915）

## ※ 申請手続

通所受給者証、印鑑

## (8) 小樽市内の障害福祉サービス提供事業者一覧

## 居宅介護（ホームヘルプサービス）

事業者名	連絡先
たんぽぽ 障がい者居宅支援事業所	花園4丁目2番14号 花園ビル2F Tel21-2087 Fax21-2089
ヘルパーステーション ゆとり	最上1丁目17番22号 Tel21-6531 Fax21-6531
SOMPO ケア 小樽入船 訪問介護	入船2丁目10番13号 日成ビルディング2F Tel31-7007 Fax31-7008
ヘルパーステーション みどり	稲穂4丁目8番19号 Tel31-5252 Fax31-5227
ケアサポート 笑 ころ	松ヶ枝1丁目36番30号 Tel26-6606 Fax26-6850
ヘルパーステーション 若葉	住ノ江1丁目8番11号 Tel21-0488 Fax21-0489
ニチケアセンター 小樽 奥沢	奥沢1丁目25番11号 Tel21-5800 Fax21-5802
訪問介護事業所 サポートユアライフ	銭函1丁目32番1号 Tel61-5050 Fax61-5100
ケアステーション えがお	色内2丁目14番8号 Tel21-0707 Fax64-1007
訪問介護ステーション アイケア小樽	桂岡2番地くらしさ桂岡510号室 Tel31-7017 Fax31-7018
ヘルパーステーション あまらんす小樽	赤岩2丁目30番5号 Tel0135-35-3789 Fax0135-35-6070
ヘルパーステーション なぎさ	緑3丁目13番15号 グリーンヒルガーデン101 Tel26-6722 Fax26-6722
訪問介護ステーション つばさ	高島5丁目9番7号 Tel25-6399 Fax32-0650
ヘルパーステーションながはし	長橋5丁目6番14号 Tel64-1616 Fax22-8555
ニチケアセンター ぜにばこ	銭函1丁目32番25号 ホープ銭函102号室 Tel61-1096 Fax61-1097

## 重度訪問介護

事業者名	連絡先
たんぽぽ 障がい者居宅支援事業所	花園4丁目2番14号 花園ビル2F Tel21-2087 Fax21-2089
ヘルパーステーション ゆとり	最上1丁目17番22号 Tel21-6531 Fax21-6531
SOMPO ケア 小樽入船 訪問介護	入船2丁目10番13号 日成ビルディング2F Tel31-7007 Fax31-7008
ケアサポート 笑 ころ	松ヶ枝1丁目36番30号 Tel26-6606 Fax26-6850
ヘルパーステーション みどり	稲穂4丁目8番19号 Tel31-5252 Fax31-5227

事業者名	連絡先
ヘルパーステーション 若葉	住ノ江1丁目8番11号 Tel21-0488 Fax21-0489
ニチケアセンター小樽奥沢	奥沢1丁目25番11号 Tel21-5800 Fax21-5802
訪問介護事業所 サポートユアライフ	銭函1丁目32番1号 Tel61-5050 Fax61-5100
訪問介護ステーション アイケア小樽	桂岡2番地くらしさ桂岡510号室 Tel31-7017 Fax31-7018
ヘルパーステーション あまらんす小樽	赤岩2丁目30番5号 Tel0135-35-3789 Fax0135-34-6070
ヘルパーステーション なぎさ	緑3丁目13番15号 グリーンヒルガーデン101 Tel26-6722 Fax26-6722
ヘルパーステーションながはし	長橋5丁目6番14号 Tel64-1616 Fax22-8555
ニチケアセンターぜにばこ	銭函1丁目32番25号 ホープ銭函102号室 Tel61-1096 Fax61-1097

#### 同行援護

事業者名	連絡先
たんぽぽ 障がい者居宅支援事業所	花園4丁目2番14号 花園ビル2F Tel21-2087 Fax21-2089
ケアサポート 笑ころ	松ヶ枝1丁目36番30号 Tel26-6606 Fax26-6850
ヘルパーステーション 若葉	住ノ江1丁目8番11号 Tel21-0488 Fax21-0489
ニチケアセンター小樽奥沢	奥沢1丁目25番11号 Tel21-5800 Fax21-5802
訪問介護事業所 サポートユアライフ	銭函1丁目32番1号 Tel61-5050 Fax61-5100
一般社団法人小樽身体障害者福祉協会	稲穂4丁目1番2号 Tel23-4570 Fax23-4571
ヘルパーステーション なぎさ	緑3丁目13番15号 グリーンヒルガーデン101 Tel26-6722 Fax26-6722
ヘルパーステーションながはし	長橋5丁目6番14号 Tel64-1616 Fax22-8555

#### 行動援護

事業者名	連絡先
ケアサポート 笑ころ	松ヶ枝1丁目36番30号 Tel26-6606 Fax26-6850
ヘルパーステーション なぎさ	緑3丁目13番15号 グリーンヒルガーデン101 Tel26-6722 Fax26-6722

### 短期入所

事業者名	定員	連絡先
朝里ファミリア	4名	朝里川温泉1丁目227番地 Tel51-5188 Fax51-5155
松泉学院	8名	見晴町20番2号 Tel62-2510 Fax62-6848
大倉山学院短期入所事業所	5名	見晴町20番2号 Tel62-2510 Fax62-5125
小樽四ツ葉学園	5名	桜3丁目10番1号 Tel54-7404 Fax54-7428
和光学園	5名	桜4丁目3番1号 Tel54-7606 Fax54-6360
済生会小樽病院みどりの里 (重症心身障害児(者)に限定)	空床利用	築港10番1号 Tel32-5131 Fax29-2164
ショートステイ笑ころ	2名	松ヶ枝1丁目36番30号 Tel26-6606 Fax26-6850
障害者支援事業 otaruARS	空床利用	稲穂2丁目20番1号 Tel65-0101 Fax65-0111
小樽障害福祉事業所 ショートステイらしく	空床利用	緑1丁目11番2号 Tel64-7112 Fax64-7112

### 就労定着支援

事業者名	定員	連絡先
ワークステーション シーウィンド	20名	見晴町14番10号 Tel62-1968 Fax61-1468
ウエルサポート和光	20名	桜4丁目3番1号 Tel54-2694 Fax54-2695

### 自立生活援助

事業者名	連絡先
地域支援センターゆう	見晴町12番4号 Tel62-1966 Fax61-1966

### 療養介護・福祉型障害児入所施設

事業者名	定員	連絡先
大倉山学院	160名	見晴町20番2号 Tel62-2510 Fax62-5125
済生会小樽病院みどりの里	120名	築港10番1号 Tel32-5131 Fax29-2164

### 生活介護

事業者名	定員	活動内容	連絡先
デイ松泉	20名	送迎サービス、食事提供、入浴サービス	見晴町20番2号 Tel 62-2510 Fax62-6848
ワークステーション シーウィンド	40名	事業所内作業(折箱、シール貼り、封入作業など)菓子製造、レクレーション	見晴町14番10号 Tel 62-1968 Fax61-1468

松 泉 学 院	80名	軽作業、レク、清掃、入浴、散歩	見晴町20番2号 Tel 62-2510 Fax62-6848
す ま い る	25名	送迎サービス、食事提供、入浴サービス、個別支援、軽作業	見晴町20番2号 Tel 62-2510 Fax62-6848
生活介護・児童発達 支援一体型事業所 虹	10名	送迎サービス、食事提供、入浴サービス、機能訓練、個別支援	見晴町20番2号 Tel 62-2510 Fax62-5125
和 光 学 園	70名	木工、クラフト、園芸、機能訓練、軽作業	桜4丁目3番1号 Tel 54-7606 Fax54-6360
ウ イ リ ン グ 和 光	40名	染織作業、珍味下請け	桜4丁目3番1号 Tel 54-2068 Fax54-2069
北 海 道 宏 栄 社	54名	クリーニング、縫製作業	天神2丁目8番2号 Tel 25-1551 Fax29-3284
塩梅屋（あんばいや）	10名	送迎サービス、入浴サービス、農耕、受託作業、看板製作、喫茶店運営、除雪、清掃	朝里2丁目8番22号 Tel 51-2311 Fax52-3030
笑 こ こ ろ	35名	送迎サービス、食事提供、入浴サービス	松ヶ枝1丁目36番30号 Tel 26-6404 Fax26-6404
小 樽 四 ツ 葉 学 園	60名	園芸、農作業、椎茸、軽作業（ビーズ・籐・Tシャツ・マスク）	桜3丁目10番1号 Tel 54-7404 Fax54-7428
よ つ ば ふ れ あ い	40名	園芸、農作業、椎茸、軽作業（ビーズ・籐・Tシャツ・マスク）	桜4丁目10番1号 Tel 54-7404 Fax54-7428
よ つ ば さ く ら	40名	園芸、農作業、椎茸、軽作業（ビーズ・籐・Tシャツ・マスク）	桜4丁目10番3号 Tel 54-7404 Fax54-7428
障がい者支援施設 朝里ファミリア	60名	リハビリテーション、レクリエーション	朝里川温泉1丁目227番地 Tel 51-5188 Fax51-5155
Yui・たかしま	25名	生活リズムづくり・軽作業	手宮1丁目5番28号 Tel 61-7375 Fax61-7388
なぎさデイサービス	45名	レクリエーション	緑3丁目13番15号 グリーンヒルガーデン1F Tel 26-6393 Fax26-6393

#### 自立訓練（生活訓練・通所型）

事業者名	定員	活動内容	連絡先
せ せ ら ぎ	10名	調理・園芸・レクなど	塩谷4丁目72番地 Tel 26-1098 Fax26-2440
デイサービスセンター 夢 楽 人 銭 函 店	10名	タブレット端末（アイパッド）操作、調理、レクリエーションなど	銭函2丁目23番2号 Tel 62-6280 Fax62-6281

#### 自立訓練（生活訓練・宿泊型）

事業者名	定員	活動内容	連絡先
せ せ ら ぎ	14名	調理・服薬指導・生活リズムづくり等々	塩谷4丁目72番地 Tel 26-1098 Fax26-2440

就労移行支援

事業者名	定員	活動内容	連絡先
ウエルサポート和光	15名	職場実習、グループ就労、SST、PC基本操作等のトレーニング、請負作業、就職活動	桜4丁目3番1号 TEL 54-2694 Fax54-2695
宏栄セルブ	10名	クリーニング、縫製	天神2丁目8番2号 TEL 25-1551 Fax29-3284
マイウェイ	10名	訓練就労（メール便配達、職親訓練、就職活動）	稲穂2丁目3番13号 TEL 31-6878 Fax31-6878

就労継続支援（A型）

事業者名	定員	活動内容	連絡先
宏栄セルブ	10名	クリーニング、縫製	天神2丁目8番2号 TEL 25-1551 Fax29-3284
ピースワーク 小樽駅前	20名	箱折り、ねじの検品、ホテル清掃、服飾関係の製造加工	稲穂3丁目7番4号 TEL 31-7770 Fax31-7771

就労継続支援（B型）

事業者名	定員	活動内容	連絡先
ウエルサポート和光	20名	清掃作業、受請作業（ビニール加工、クリーニング）、グループ就労（クリーニング）、職場実習	桜4丁目3番1号 TEL 54-2694 Fax54-2695
シェアリング和光	40名	パン製造、弁当製造	桜2丁目31番19号 TEL 64-7123 Fax64-7124
ステップアップおたる	20名	手芸、木工、農耕、バザー等販売、下請作業	長橋2丁目10番4号 TEL 27-2861 Fax27-2861
宏栄セルブ	40名	クリーニング、縫製	天神2丁目8番2号 TEL 25-1551 Fax29-3284
つぐっと・ひまわり	20名	調理、配達、食事提供、喫茶営業、フリーマーケット、販売	長橋3丁目10番36号 TEL 31-6878 Fax31-6878
青葉	10名	農園芸	塩谷4丁目72番地 TEL 26-1098 Fax26-2440
ワークメイト	10名	食堂運営全般	稲穂2丁目3番13号 TEL 31-6878 Fax26-6878
ワークステーション シーウインド	15名	職場実習作業、事業所内作業（折箱、シール貼り、封入作業など）	見晴町14番10号 TEL 62-1968 Fax61-1468
エーアイワークス	20名	手工芸作品作成、建物内清掃、PC作業	花園3丁目4番6号 TEL 33-8109 Fax33-8107

塩梅屋（あんばいや）	10名	農耕、受託作業、袋畳み 喫茶店運営、除雪、清掃	朝里2丁目8番22号 Tel 51-2311 Fax52-3030
Yui・たかしま	15名	クロス縫製、手工芸、割り箸下請作 業	手宮1丁目5番28号 Tel 61-7375 Fax61-7388
ワークセンター・ひかり	40名	珍味下請、各種印刷、水産加工下請	高島1丁目1番11号 Tel 34-3755 Fax34-3757
ワークセンター やまびこ	40名	災害備蓄用パン製造、自家焙煎コー ヒー、パン製造、販売	手宮1丁目5番26号 Tel 21-0011 Fax21-0022
笑こころ	15名	菓子製造、農作業	松ヶ枝1丁目36番30号 Tel 26-6404 Fax26-6404
アルバ小樽	20名	清掃業、パソコン軽作業	稲穂4丁目5番16号 Tel080-6095-9858
NPO法人 音幸舎	20名	電気製品の解体・分別	銭函3丁目519番地4 Tel 011-665-0200 Fax011-664-1641
就労継続支援 B型事業所そら	20名	パソコンスキルトレーニング、プリザーブド フラワー花材製作、ウインタースポーツ用品 メンテナンス、キャンドル、ホテルクリンリ ネス、手芸、石鹸	幸3丁目2番8号 Tel 61-1950
自立サポート彩り舎	20名	弁当の製造販売、電気メーター等の 解体作業	花園4丁目7番5号 Tel 64-7062 Fax64-7063
ユートス	20名	手工芸	最上2丁目4番4号 Tel 26-6042 Fax26-6043
エンパワメントステー ション かむかむ	20名	請負作業、販売用の手芸品、各種デ ザイン、施設外就労、外部講師によ る活動、就労支援、集会場として提 供	蘭島1丁目21番15号 Tel 61-6144 Fax61-7503
就労継続支援事業所 ぶりもぱっそ	20名	清掃業務、洗濯業務全般	築港10番1号 Tel 32-9780 Fax32-2353
小樽障害福祉事業所 らしくワーク	20名	調理	錦町5番12号 Tel 26-6665
TOMAHAWKS	20名	清掃業務、パソコン軽作業、eス ポーツ	入船1丁目3番1号 Tel61-7756

共同生活援助（グループホーム）

法人（設置者）名	連絡先	事業所名（定員）
(社福)小樽四ツ葉学園 よつばクローバー	桜2丁目15番26号 TEL 54-7404 Fax54-7428	よつばクローバー（4名）、クローバー1（4名）、クローバー2（4名）、クローバー3（4名）、クローバー4（4名）、クローバー5（4名）、クローバー6（4名）、クローバー7（4名）計32名
(社福)後志報恩会 グループホーム支援センターにし	桜2丁目31番15号 TEL 61-1007 Fax61-1772	ぴーす（9名）、やよい（4名）、らいと（5名）、すばる（6名）、まりん（7名）、みずき2（2名）、ほーぷ（5名内1名サテライト）、えーる（6名内1名サテライト）、きらら（5名内1名サテライト）、つつみ（5名）、あーす（5名）、あーち（5名）計64名
(社福)札幌緑花会 地域支援センターゆう	見晴町12番4号 TEL 62-1966 Fax61-1966	翼寮（4名）、こぶし寮（6名）、しおさい寮（5名）、愛寮（4名）、セントラル寮（10名）、海岸通り寮（7名）、クレスト寮（6名）、望海寮（5名）、見晴寮（4名）、しらかば寮（3名）、桜海寮（2名）、ひまわり寮（2名）、たんぼぼ寮（3名）、コスモス寮（9名）、さくら寮（4名）、あさがお寮（5名）計79名
(社福)小樽高島福祉会 ライフサポート・たかしま館	手宮1丁目5番24号 TEL 27-8000 Fax27-8001	たかしまホーム（3名）、きみこハイツ（4名）、野上屋ハイツ（5名）、しおみハイツⅠ（6名）、しおみハイツⅡ（6名）、のぞみハイツ（7名）、しおさいハイツ（7名）、こだまハイツ（3名）、はやてハイツ（10名）、みずほハイツⅠ（4名）、みずほハイツⅡ（5名）、ドリームハイツ（7名）、こまちハイツⅠ（5名）、こまちハイツⅡ（5名）、シンゴ7・8（サテライト型・1名）、かがやきハイツ（10名）、サテライト LEE SPACE 小樽（1名）、なすのハイツ（5名）計94名
(社福)塩谷福祉会 グループホーム幸	幸4丁目7番4号 TEL 22-1098 Fax29-3170	グループホーム幸（4名）、花園（5名）、幸第二（4名）、ひまわり荘（5名）、ほぷら（3名）、どんぐり（4名）、幸第三（3名）、第二せせらぎ（5名）、るびなす（4名）、むつみ（3名）、もみじ（2名）、あかしあ（サテライト）1名、かえで（サテライト）1名、くるみ（サテライト）1名、けやき（7名）、くすのき（3名）計55名
特定非営利活動法人 陽	長橋2丁目10番4号 TEL 27-2861 Fax27-2861	いっぼ亭（6名）
(株)ケアサポート笑こころ グループホーム笑こころ	望洋台3丁目1番6号 TEL 26-6606 Fax26-6850	メゾン笑来（7名）
合同会社はせ川	望洋台1丁目5番27号 TEL 51-5656 Fax51-5657	グループホーム光（5名）

(株)モナミコーポレーション	張碓町462番地9号 TEL 011-792-7351 Fax011-769-9988	グループホームモナミ (7名)
マルヨ栄愛 (株)	花園3丁目14番11号 TEL 33-8109 Fax33-8107	エーアイメゾン (6名)
(株)ウインクルム 障害者支援事業 otaruARS	稲穂2丁目20番1号 TEL 65-0101 Fax65-0111	こころあるすⅠ (3名) こころあるすⅡ (3名) こころあるすⅢ (3名)
合同会社HOS AK小樽	長橋3丁目17番14号 TEL 64-6805 Fax64-6808	AK幸 (4名) AK長橋 (4名)
(株)トゥー・トゥー 小樽障害福祉事業所 らしくホーム	緑1丁目11番2号 TEL 64-7112 Fax64-7112	らしくホーム緑 (4名) らしくホーム若竹 (4名) らしくホーム長橋 (6名) らしくホーム幸 (5名)

#### 施設入所支援

法人(設置者)名	連絡先	定員
(社福)後志報恩会 和光学園	桜4丁目3番1号 TEL 54-7606 Fax 54-6360	50名
(社福)北海道宏栄社 北海道宏栄社	天神2丁目8番2号 TEL 25-1551 Fax 29-3284	54名
(社福)札幌緑花会 松泉学院	見晴町20番2号 TEL 62-2510 Fax 62-6848	80名
(社福)小樽四ツ葉学園 小樽四ツ葉学園	桜3丁目10番1号 TEL 54-7404 Fax 54-7428	60名
(社福)志成会 障がい者支援施設 朝里ファミリア	朝里川温泉1丁目227番地 TEL 51-5188 Fax 51-5155	52名

児童発達支援

事業者名	連絡先
小樽市こども発達支援センター	緑3丁目4番1号 TEL 27-6100 Fax27-6103
サンシャインキッズ	入船5丁目22番9号 TEL 26-6044 Fax26-6045
さくら学園	桜2丁目11番16号 TEL 54-7752 Fax54-7752
森の時計	張碓町111番7号 TEL 62-4138 Fax62-1827
生活介護・児童発達支援一体型事業所 虹	見晴町20番2号 TEL 62-2510 Fax62-5125
みなぼっけ	桜3丁目4番7号 TEL 61-1131 Fax61-1132
こころ	桜1丁目22番19号 TEL 61-6090 Fax61-7500
くれよん	豊川町2番1号 TEL 55-1022 Fax55-1022
音の森おたる	入船1丁目1番10号 ONOLレジデンス南小樽1F TEL 27-7373 Fax27-7372
多機能型 こことむKIDS	新光1丁目38番2号 TEL 61-1046 Fax61-1048
児童デイサービス 十彩おたる	若竹町35番5号 TEL 64-7012 Fax64-7013
多機能型事業所ひまわり コパンの杜	銭函3丁目297番地 TEL 62-5090 Fax62-5091
ZENIBAKO Brave	桂岡町10番35号 TEL 090-9434-0772 Fax62-0779
スクールセンター 未来	清水町9番13号 TEL 65-8061 Fax65-8062
児童発達支援・放課後等デイサービス はもれび	緑2丁目2番5号 TEL 64-7761 Fax64-7762
ふる～む・ながはし	長橋2丁目14番2号 TEL 61-1150 Fax61-1151
地域共生ホーム みんなの家	相生町5番19号 TEL 61-1182 Fax61-1183
きっずてらす	築港11番5号 TEL 26-6733 Fax64-7617
児童デイサービス あっぷっぷ	花園4丁目4番5-101号 LEE SPACE 小樽 TEL 64-5758 Fax64-5748

放課後等デイサービス

事業者名	連絡先
小樽市こども発達支援センター	緑3丁目4番1号 TEL 27-6100 Fax27-6103
サンシャインキッズ	入船5丁目22番9号 TEL 26-6044 Fax26-6045
森の時計	張碓町111番7号 TEL 62-4138 Fax62-1827
生活介護・児童発達支援一体型事業所 虹	見晴町20番2号 TEL 62-2510 Fax62-5125
みなほっけ	桜3丁目4番7号 TEL 61-1131 Fax61-1132
こころ	桜1丁目22番19号 TEL 61-6090 Fax61-7500
くれよん	豊川町2番1号 TEL 55-1022 Fax55-1022
音の森おたる	入船1丁目1番10号 ONOレジデンス南小樽1F TEL 27-7373 Fax27-7372
多機能型 こことむ K I D S	新光1丁目38番2号 TEL 61-1046 Fax61-1048
児童デイサービス 十彩おたる	若竹町35番5号 TEL 64-7012 Fax64-7013
多機能型事業所ひまわり コパンの社	銭函3丁目297番地 TEL 62-5090 Fax62-5091
スクールセンター 未来	清水町9番13号 TEL 65-8061 Fax65-8062
児童発達支援・放課後等デイサービス はもれび	緑2丁目2番5号 TEL 64-7761 Fax64-7762
ZENIBAKO Brave	桂岡町10番35号 TEL 090-9434-0772 Fax62-0779
ふる～む・ながはし	長橋2丁目14番2号 TEL 61-1150 Fax61-1151
地域共生ホーム みんなの家	相生町5番19号 TEL 61-1182 Fax61-1183
きっずてらす	築港11番5号 TEL 26-6733 Fax64-7617
児童デイサービス あっぷっぷ	花園4丁目4番5-101号 LEE SPACE 小樽 TEL 64-5758 Fax64-5748

保育所等訪問支援

事業者名	連絡先
さくら学園	桜2丁目11番16号 TEL 54-7752 Fax54-7752
サンシャインキッズ	入船5丁目22番9号 TEL 26-6044 Fax26-6045
森の時計	張碓町111番地7号 TEL 62-4138 Fax62-1827
多機能型事業所ひまわり コパンの杜	銭函3丁目297番地 TEL 62-5090 Fax62-5091
スクールセンター未来	清水町9番13号 TEL 65-8061 Fax65-8062
児童発達支援・放課後等デイサービスはもれび	緑2丁目2番5号 TEL 64-7761 Fax64-7762
きっすてらす	築港11番5号 TEL 26-6733 Fax64-7617

## 14. 地域生活支援事業

### (1) 相談支援事業

- ① 目的 障がい者、障がい児の保護者や障がい者の介護を行う者からの相談に応じ、障がい者が自立した日常生活又は社会生活を行うことができることを目的とします。
- ② 内容 障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う者に対する障害福祉サービスの利用に係る情報の提供、相談、ピアカウンセリング、専門機関の紹介など（相談は無料です）
- ③ 利用できる相談支援事業者

事業者名	連絡先
さぽーとひろば	花園2丁目6番7号 プラムビル3階 TEL 31-3636 Fax24-2455
やすらぎ	長橋3丁目10番36号 TEL 29-3178 Fax29-3170
四ツ葉	桜3丁目10番1号 TEL 54-7404 Fax54-7428
相談支援事業所ぜにばこ	見晴町12番4号 TEL 61-5311 Fax61-1705
あおば	天神2丁目18番3号 TEL 27-4722 Fax33-1131
相談室かるく	花園4丁目7番5号 TEL 64-7061 Fax64-7063
相談室オリーブ	勝納町9番115号ハーバーライトビュー201号室 TEL 64-1525 Fax64-1526
小樽市こども発達支援センター (未就学児を主な対象としています)	緑3丁目4番1号 TEL 27-6100 Fax27-6103
さくら学園 (未就学児を主な対象としています)	桜2丁目11番16号 TEL 54-7752 Fax54-7752

### (2) 移動支援事業

- ① 目的 障がい者・児の外出時における移動中の介護を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。
- ② 対象者
- 全身性障がい者  
両下肢機能、体幹機能、脳原性機能障がいによる身体障害者手帳の1級又は2級を所持し、屋外での単独移動が困難な方。ただし、重度訪問介護対象者は除きます。
  - 知的障がい者・精神障がい者（発達障がい者を含む）  
次の①から③のすべての要件に該当する方。ただし、行動援護対象者は除きます。
    - ①屋外での移動（交通や公共機関の利用等の援助、危険回避）に全面的又は部分的な支援を必要とする方
    - ②一日の範囲内で用務を終えることのできる「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる方
    - ③適切な介護者を得ることができない方
  - 屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい児、全身性障がい児、知的障がい児（発達障がい児を含む）  
保護者が付き添うことができない場合に支援を必要とし、上記①から③の要件に該当する児童。ただし、行動援護対象児童は除きます。
  - 難病者（児）  
難病等により、屋外での単独移動が困難な方。
- ③ 利用者負担 原則として、かかった費用の1割を負担していただきます。（上限額あり）

④ 利用できる事業所

事業 者 名	連 絡 先
たんぽぽ 障がい者居宅介護事業所	花園4丁目2番14号 TEL 21-2087 Fax21-2089
ヘルパーステーション 若葉	住ノ江1丁目8番11号 TEL 21-0488 Fax21-0489
ニチイケアセンター小樽奥沢	奥沢1丁目25番11号 TEL 21-5800 Fax21-5802
ケアサポート 笑ころ	松ヶ枝1丁目36番30号 TEL 26-6606 Fax26-6850
ケアステーション えがお	色内2丁目14番8号 TEL 21-0707 Fax64-1007
ヘルパーステーション みどり	稲穂4丁目8番19号 TEL 31-5252 Fax31-5227
一般社団法人小樽身体障害者福祉協会	稲穂4丁目1番2号 TEL 23-4570 Fax23-4571
ヘルパーステーション なぎさ	緑3丁目13番15号 グリーンヒルガーデン101 TEL 26-6722 Fax26-6722
訪問介護ステーション つばさ	高島5丁目9番7号 TEL 25-6399 Fax32-0650
ヘルパーステーションながはし	長橋5丁目6番14号 TEL 64-1616 Fax22-8555

(3) 地域活動支援センター事業

① 目的 障がい者・児の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ることにより、障がい者の地域生活の促進を目的とします。

② 対象者 市内に住所を有する障がい者・児 (利用者負担は無料)

③ 利用できる事業所

地域活動支援センター

事業 者 名	定員	活 動 内 容	連 絡 先
地域活動支援センター やすらぎ	20名	日常生活の支援、地域交流、個別相談、レクリエーション活動、スキルアッププログラムなど	(稲穂センター) 稲穂2丁目3番12号 TEL 61-1283 Fax61-1284
			(長橋サテライト) 長橋3丁目10番1号 TEL 31-6878 Fax68-0232

事業者名	定員	活動内容	連絡先
一般社団法人 小樽身体障害者福祉協会	-	視覚（籐芸、生花、点字、カラオケ、卓球、パークゴルフ、フライングディスク、スポーツ吹き矢、社会体験教室など） 肢体（水泳、パソコン、カメラ、健康教室など） 合同（肢体・聴覚合同絵画、肢体・聴覚合同書道など） ※時季、定員超過等により募集していない教室があります	稲穂4丁目1番2号 TEL 23-4570 Fax23-4571

#### （４）福祉ホーム事業

- ① 目的 住居を求めている障がい者に、低額の料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援することを目的にします。
- ② 対象者 障がい者（常時の介護及び医療を必要とする者を除く。）であって、家庭環境、住宅事情などの理由により居宅において生活することが困難である方
- ③ 対象となる福祉ホーム

事業者名	定員	連絡先
宏栄社福祉ホーム	20名	天神2丁目18番3号 TEL 25-1551 Fax29-3284

#### （５）日中一時支援事業（短期入所の日中預り）

- ① 目的 障がい者・児の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図ることを目的とします。（宿泊を伴うものを除きます。）
- ② 対象者 居宅においてその介護を行う者の就労、疾病その他理由により日中の監護を受けることができない障がい者（利用者負担は利用料の1割）
- ③ 利用できる事業所

事業者名	連絡先
松泉学院	見晴町20番2号 TEL 62-2510 Fax62-6848
大倉山学院	見晴町20番2号 TEL 62-2510 Fax62-5125
すまいる	見晴町20番2号 TEL 62-2510 Fax62-6848
小樽四ツ葉学園	桜3丁目10番1号 TEL 54-7404 Fax54-7428
和光学園	桜4丁目3番1号 TEL 54-7606 Fax54-6360
ケアサポート笑ころ	松ヶ枝1丁目36番30号 TEL 26-6606 Fax26-6850
塩梅屋（あんばいや）	朝里2丁目8番22号 TEL 51-2311 Fax52-3030
スクールセンター未来	清水町9番13号 TEL 65-8061 Fax65-8062

## 15. 相談窓口

### (1) 小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ

身体障がいや知的障がいのある方への各種障がい福祉制度の窓口です。また、障がいの家族の方の病気や事故など「もしも」の緊急時の行き先探しをお手伝いします。

※ 問合せ

(平日8時50分から17時20分まで)

Tel 32-4111 内線302,303,444 Fax 22-6915

(平日夜間、土・日曜日、祝日、年末年始などの緊急時)

小樽地域障がい者相談支援センターさぼーとひろば (Tel 090-8267-9103)

### (2) 専任手話通訳者・ろうあ相談員

聴覚障がい者の方の手話通訳や日常生活の相談に応じます。

※ 問合せ

・小樽市福祉保険部福祉相談室障害福祉グループ (Tel 32-4111 内線303,444 Fax 22-6915)

### (3) 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭の生活全般にわたる相談に応じます。

※ 問合せ

・小樽市こども未来部こども福祉課 (Tel 32-4111 内線319 Fax 31-7031)

### (4) 家庭児童相談員

子どもの養育や成長、学校生活や人間関係に悩みを持つ保護者や子どもなどからの相談に応じます。

※ 問合せ

・小樽市こども未来部こども家庭課 (Tel 32-5208 Fax 32-8388)

### (5) 小樽市障害者虐待防止・差別解消センター

家族や施設・事務所職員、雇用主などから虐待を受けている、又はその疑いがあるとき、その他障がい者虐待・差別に係る通報については、下記までご連絡ください。

※ 連絡先

平日8時50分から17時20分まで

小樽市福祉保険部福祉総合相談室障害福祉グループ内

(Tel 32-4111 内線303,444 Fax 22-6915)

平日夜間、土・日曜日、祝日、年末年始など

小樽地域障がい者相談支援センターさぼーとひろば (小樽市花園2丁目6番7号 プラムビル3階)

(Tel 080-1975-4223)

### (6) 相談支援事業所・障害児相談支援事業所

障がいのある方やその家族の生活や支援に関する相談に応じます。

詳細は、48ページをご参照ください。

### (7) 民生児童委員

市内には345人の民生児童委員が活動しております。地域の担当民生児童委員が困りごとの相談に応じ、行政や関係機関と連携しながら必要な援助を行い、地域住民の福祉の増進に努めています。

※ 問合せ

・小樽市民生児童委員協議会事務局 (小樽市富岡1丁目5番10号小樽市総合福祉センター内)

(Tel 23-7844 Fax 32-5641)

## (8) 公共職業安定所

職業相談や北海道障害者職業能力開発校（砂川市）の入校相談を行っております。

(訓練科目)

総合ビジネス科、建築デザイン科、プログラム設計科、CAD機械科、総合実務科

☆ 月3回、手話協力員が配置されています。曜日・時間等については、小樽公共職業安定所にお問い合わせください。

### ※ 問合せ

所在地 小樽市色内1丁目10番15号 Tel.32-8689 (自動音声案内44#) Fax27-7355

## (9) 小樽後志地域障がい者就業・生活支援センター ひろば

働きたい方や職業上の悩みがある方々の相談、雇用主の方からの相談を受け付けております。

求人に関する相談も受けておりますが、職場をあっせんする機関ではありません。

専任の就業・生活支援ワーカーが相談と支援を行っています。

### ※ 問合せ

所在地 小樽市花園2丁目6番7号 プラムビル3階 (Tel.26-6381・31-3636 Fax24-2455)

## (10) 小樽・北しりべし成年後見センター

成年後見制度は、認知症などで判断能力が十分でない方の権利や財産を守る制度です。

また、日常生活自立支援事業は、日常的な金銭管理や福祉サービス利用の支援をする制度です。

この制度についての相談や後見人等としての支援ができますので、お問い合わせください。

### ※ 問合せ

所在地 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センタービル1階

(Tel.64-1231 Fax24-2575)

## 16. 選挙 郵便等による不在者投票

選挙の際、投票所に行くことが困難な重度の障がい等がある方は、事前に郵便等投票証明書の交付を受け、投票用紙と封筒を請求することにより、ご自宅などから郵送で投票することができます。ただし、(2)の代理記載制度に該当する方を除き、ご本人自らが投票に関する記載をすることが必要です。また点字での投票は対象となりません。

### (1) 郵便等投票証明書の交付対象

- ① 両下肢、体幹、移動機能の障がい 1、2級
- ② 内部障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓）1～3級
- ③ 免疫機能障がい 1～3級

※また、身体障害者手帳の記載事項では上記障がいの程度に該当することが明らかでない場合は、①～③の障がいの程度と同程度であると知事が書面により証明した方も対象となります。

- ④ 介護保険の被保険者証の要介護状態区分 要介護 5

### (2) 郵便等による不在者投票における代理記載制度

上記①～④に該当し、更に上肢障がい又は視覚障害1級に該当する方は、あらかじめ代理記載人を定めて届け出ることにより、代理で投票に関する記載をさせることができます。

### ※ 問合せ

・小樽市選挙管理委員会事務局 (Tel.32-4111 内線536 Fax22-4551)

17. 社会福祉関係団体等

団 体 名	所 在 地	TEL FAX	備 考
小樽市総合福祉センター	富岡1丁目5番10号	25-7321 32-5641	
小樽市点字図書館	富岡1丁目5番10号	25-7401 25-7401	小樽市総合福祉センター内
社会福祉法人 小樽市社会福祉協議会	富岡1丁目5番10号	23-3653 32-5641	//
小樽ボランティア 連絡協議会	梅ヶ枝町20番6号	090-1308 -3544	藤田 幸央 方 (連絡先は携帯のみとなります。)
小樽市民生児童委員協議会	富岡1丁目5番10号	23-7844 32-5641	小樽市総合福祉センター内
小樽市身体障害者福祉 センター	稲穂4丁目1番2号	29-3626 23-7322	
一般社団法人 小樽身体障害者福祉協会	稲穂4丁目1番2号	23-4570 23-4571	小樽市身体障害者福祉センター内
小樽肢体障害者福祉協会	稲穂4丁目1番2号	25-7130 25-7130	小樽市身体障害者福祉センター内
一般社団法人 小樽ろうあ協会	稲穂4丁目1番2号	29-3724 29-3724	小樽市身体障害者福祉センター内
小樽手話の会	稲穂4丁目1番2号	29-3724 29-3724	小樽市身体障害者福祉センター内
小樽視覚障害者福祉協会	稲穂4丁目1番2号	29-3626 23-7322	小樽市身体障害者福祉センター内
小樽手をつなぐ育成会	潮見台2丁目12番21号	25-9420	藤井 浄 方
北海道喉頭摘出者福祉 団体・北鈴会小樽支部	高島3丁目10番37号	22-5872 22-5872	江端 透 方
公益社団法人日本オスト ミー協会札幌支部小樽分会	朝里川温泉1丁目306番	52-0556 52-0556	戸口 愛子 方

### 18. 障がい児（者）等の公共施設利用時の使用料金等の減免

施設名	電話番号	減免の範囲
総合博物館（本館）	33-2523	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介助者は入館料（全額）
〃（運河館）	22-1258	
文学館	32-2388	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介助者は入館料（全額）
美術館	34-0035	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介助者は、観覧料（全額）
総合体育館	33-3710	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者の個人使用に係る使用料（全額）
高島小温水プール	25-0003	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者の個人使用に係る使用料（全額） 身体に障害のある方の団体の専用使用に係る使用料（全額）
銭函パークゴルフ場	62-1822	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びその介護者の個人利用に係る利用料金（全額）、ただし、貸出し用具は有料
旧日本郵船（株）小樽支店	32-4111 (内線 7531,7532)	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介助者は入館料（全額）
おたる自然の村	25-1701	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介助者は、パークゴルフの使用料、日帰り入浴料（全額）、ただし道具代は有料
小樽市練御殿	22-1038	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介助者は入館料（全額）
小樽市民会館	25-8800	市内の障がい者（児）施設及び障がい者（児）福祉団体のうち減免対象として認定したものの使用料（半額）、ただし冷暖房料は有料
公会堂	25-8800 (小樽市民会館)	市内の障がい者（児）施設及び障がい者（児）福祉団体のうち減免対象として認定したものの使用料（半額）、ただし暖房料は有料
小樽市民センター	25-9900	市内の障がい者（児）施設及び障がい者（児）福祉団体のうち減免対象として認定したものの使用料（半額）、ただし冷暖房料は有料
いなきたコミュニティセンター	27-7676	（個人使用）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者とその介助者の使用料（全額）、ただし、冷暖房料は有料 （団体使用）減免対象として認定した福祉団体がその事業で専用使用するときの使用料（全額）、ただし、冷暖房料は有料
銭函市民センター	62-2654	（個人使用）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者とその介助者が体育室又は娯楽室を使用するときの使用料（全額）、ただし、暖房料は有料 （団体使用）減免対象として認定した福祉団体がその事業で専用使用するときの使用料（全額）、ただし、暖房料は有料
生涯学習プラザ	24-3363	減免対象として認定した福祉団体 使用料（全額）、ただし暖房料は有料
勤労女性センター	22-6081	減免対象として認定した福祉団体がその事業で専用使用するときの使用料（全額）、ただし暖房料は有料

## 19. 公共機関等のFAX番号

小樽市福祉保険部福祉総合相談室 障害福祉グループ	22-6915	小樽市生活サポートセンターたるさぼ	33-1128
		市立小樽図書館	34-0733
小樽市福祉保険部保険年金課	25-0120	市立小樽文学館・市立小樽美術館	32-2388
小樽市生活環境部管理課	32-5032	小樽市総合博物館（本館）	33-2678
小樽市生活環境部戸籍住民課	33-4644	小樽市総合博物館（運河館）	22-2350
小樽市財政部市民税課	22-5354	小樽市立病院	32-6424
小樽市水道局	27-0695	小樽市駅前サービスセンター	33-9502
小樽市保健所	22-1469	小樽市銭函サービスセンター	62-3976
小樽市消防本部総務課	22-5345	小樽市塩谷サービスセンター	26-4197
小樽市消防本部指令室	23-2119	小樽市生涯学習プラザ	24-3291
小樽市教育委員会教育総務課	33-6608	いなきたコミュニティセンター	27-7678
小樽市生活環境部男女共同参画課	27-1501	小樽市社会福祉協議会	32-5641
小樽市議会事務局	22-2315	銭函市民センター	62-2654
小樽市民会館	25-8899	小樽市身体障害者福祉センター	23-7322
小樽市民センター	25-9700	小樽道税事務所	23-9446
小樽市勤労女性センター	22-6081	小樽公共職業安定所	27-7355
小樽市総合体育館	24-4334	小樽年金事務所	23-1189
高島小学校温水プール	25-0003	中央バス小樽駅前ターミナル	25-3334
小樽市勤労青少年ホーム	24-0909	小樽ハイヤー協会	25-1320

20. 小樽市災害指定避難所・指定緊急避難場所一覧（令和4年6月1日現在）

番号	施設名	所在地	電話/FAX	指定避難所				指定緊急避難場所	
				土砂	地震	津波	洪水	地震	津波
<b>1. 塩谷地区（蘭島、忍路、桃内、塩谷）</b>									
1	忍路中央小学校・忍路中学校	忍路1-171	64-2301/64-3354	○	△	○	○	○	○
2	塩谷小学校	塩谷2-18-1	26-1103/26-1115	○	○	○	○	○	○
3	桃内町内会館	桃内1-167	26-2915/同左	○	○	○	-	-	-
4	塩谷サービスセンター	塩谷1-18-7	26-1500/26-4197	○	△	-	○	-	-
5	北しりべし広域クリーンセンター	桃内2-111-2	28-3753/28-2177	-	○	-	-	-	-
6	忍路中学校旧校舎	蘭島1-28-1	なし/なし	○	-	○	○	○	○
<b>2. 長橋・オタモイ地区（オタモイ、幸、長橋、旭町）</b>									
1	幸小学校	幸4-21-1	24-0425/24-0426	○	○	-	-	○	-
2	長橋中学校	長橋4-16-1	24-0465/32-2897	○	○	-	-	○	-
3	小樽桜陽高等学校	長橋3-19-1	23-0671/33-0898	△	○	-	-	○	-
4	長橋小学校	長橋4-5-1	22-3427/22-3415	-	○	-	-	○	-
<b>3. 高島地区（祝津、赤岩、高島）</b>									
1	高島小学校	高島5-6-1	25-1854/25-1855	○	○	○	-	○	○
2	赤岩保育所	赤岩2-21-1	22-9536/同左	○	○	-	-	-	-
3	旧祝津小学校	祝津3-64	なし/なし	-	○	○	-	○	○
<b>4. 手宮地区（手宮、末広町、梅ヶ枝町、錦町、清水町、豊川町、石山町、色内3丁目）</b>									
1	手宮中央小学校	末広町13-5	25-0037/25-0038	○	○	○	-	○	○
2	北陵中学校	清水町5-1	24-5500/24-5501	-	○	-	-	○	-
3	手宮保育所	梅ヶ枝町3-23	23-1810/同左	-	△	-	-	-	-
<b>5. 中央地区（稲穂、花園、色内1～2丁目、港町、堺町、東雲町、山田町、相生町、入船1～2丁目）</b>									
1	花園小学校	花園5-4-1	25-5233/25-5234	○	○	-	○	○	-
2	山の手小学校	花園5-2-20	32-2200/32-2201	○	○	-	-	○	-
3	いなきたコミュニティセンター	稲穂5-10-1	27-7676/27-7678	○	○	○	-	○	○
4	市民センター（マリノホール）	色内2-13-5	25-9900/25-9700	○	○	○	-	-	-
5	入船六三町会会館	入船2-23-16	32-1947/同左	○	○	-	○	-	-
6	菁園中学校	花園5-4-2	23-9272/23-9271	-	○	-	○	○	-
7	旧堺小学校	東雲町9-12	23-8224/23-8225	○	△	○	-	○	○
8	公会堂	花園5-2-1	22-2796/なし	○	△	-	-	-	-
9	市民会館	花園5-3-1	25-8800/25-8899	○	△	-	-	-	-
10	総合体育館	花園5-2-2	33-3710/24-4334	-	△	-	-	-	-
<b>6. 山手地区（富岡、緑、最上、松ヶ枝、入船3～5丁目、天狗山）</b>									
1	稲穂小学校	富岡1-5-1	23-8382/23-8381	○	○	○	-	○	○
2	小樽市教育委員会庁舎	緑3-4-1	32-4111/33-6608	△	○	-	-	-	-
3	小樽未来創造高等学校	最上1-29-1	23-6105/23-6388	△	○	-	-	○	-
4	勤労青少年ホーム	緑1-9-4	24-0920/24-0909	○	△	-	-	-	-
5	松ヶ枝中学校	最上1-31-1	25-5528/25-5529	-	○	-	-	○	-
6	西陵中学校	富岡2-26-1	23-4204/23-4205	-	○	-	-	○	-
7	小樽明峰高等学校	最上1-14-17	22-7755/25-0662	-	○	-	-	-	-
8	北照高等学校	最上2-5-1	32-0331/32-5213	○	-	-	-	-	-
9	小樽商科大学	緑4-4-14	27-5226/27-5233	-	○	-	-	○	-
<b>7. 南小樽地区（住ノ江、住吉町、有幌町、信香町、若松、奥沢、天神、真栄、潮見台、新富町、勝納町、若竹町、築港）</b>									
1	潮見台小学校	新富町9-13	23-9251/23-9252	○	○	○	○	○	○
2	潮見台中学校	潮見台1-17-1	33-1080/33-1081	○	○	-	○	○	-

凡例 ○：開設候補 △：被災後、安全が確認が必要 -：開設しない

番号	施設名	所在地	電話/FAX	指定避難所				指定緊急避難場所	
				土砂	地震	津波	洪水	地震	津波
3	向陽中学校	天神1-7-11	23-8158/23-8159	○	○	-	○	○	-
4	小樽潮陵高等学校	潮見台2-1-1	22-0754/22-5954	○	○	-	○	○	-
5	小樽水産高等学校	若竹町9-1	23-0670/23-4553	○	○	○	○	○	○
6	奥沢小学校	奥沢2-5-1	23-6295/23-6296	-	○	-	○	○	-
7	奥沢保育所	奥沢3-22-1	22-4641/同左	○	○	-	-	-	-
8	市民消防防災研修センター	天神2-18-17	22-1517/同左	-	○	-	-	○	-
9	小樽双葉高等学校	住ノ江1-3-17	32-7342/22-3098	○	○	○	○	-	-
10	双葉中学校	住ノ江1-3-3	31-5000/27-6776	○	-	○	○	○	○
<b>8. 朝里地区（桜、船浜町、朝里、新光、望洋台、新光町、朝里川温泉）</b>									
1	望洋台小学校	望洋台1-8-25	52-2007/52-2017	○	○	-	○	○	-
2	望洋台中学校	望洋台3-6-1	52-1577/52-2261	○	○	-	○	○	-
3	朝里小学校	新光2-6-1	54-6414~5/54-6423	○	○	○	○	○	○
4	桜町中学校	桜1-29-1	54-6505/54-6553	○	○	-	-	○	-
5	東小樽会館	桜1-4-16	54-4594/同左	○	○	○	-	-	-
6	朝里中学校	新光3-7-1	54-6321/54-6322	○	○	○	○	○	○
7	桜小学校	桜1-16-1	54-6417/54-6457	-	○	○	-	○	○
8	旧豊倉小学校	朝里川温泉1-231	090-6268-3432/なし	-	○	-	○	○	-
<b>9. 銭函地区（張碓町、春香町、桂岡町、銭函1～3丁目、見晴町、星野町）</b>									
1	銭函小学校	見晴町5-2	62-2004/62-2022	○	○	○	○	○	○
2	銭函中学校	見晴町2-12	62-2853/62-2870	○	○	○	○	○	○
3	桂岡小学校	桂岡町23-1	62-2176/62-2199	○	△	-	-	○	-
4	北海道高等聾学校	銭函1-5-1	62-2624/62-2663	○	○	-	-	○	-
5	北海道職業能力開発大学校	銭函3-190	62-3553/62-2154	○	○	-	-	○	-
6	銭函サービスセンター	見晴町3-26	62-2017/62-3975	○	△	○	○	-	-
7	銭函保育所	銭函2-23-13	62-2890/同左	○	○	○	○	-	-
8	銭函市民センター	銭函2-28-10	62-2654/同左	○	△	-	○	-	-
9	張碓小学校	春香町215	62-3220/62-3248	-	○	-	-	○	-
<b>10. 大規模火災の場合の指定緊急避難場所（市内全域）</b>									
	施設名	所在地	電話/FAX	指定緊急避難場所（大規模火災）					
1	手宮公園	手宮2	なし/なし	○					
2	小樽公園	花園5	なし/なし	○					

凡例 ○：開設候補 △：被災後、安全確認が必要 -：開設しない

※指定避難所：災害による被害を受けた人や被害を受けるおそれのある人などが一定期間避難生活を送る場所。

※指定緊急避難場所：切迫した災害の危険から一時的に身を守るために避難する場所。基本的には各施設のグラウンドとなりますが、北海道職業能力開発大学校及びいなきたコミュニティセンターは駐車場となります。

#### 災害時の連絡先

機関名	電話番号
小樽市消防本部	22-9137
小樽警察署	27-0110
北海道電力ネットワーク(株)小樽支店	0120-06-0591
北海道ガス(株)小樽支店	29-5533
小樽市水道局	22-8111